

法科大学院点検・評価報告書

平成30年3月

南山大学大学院法務研究科法務専攻

目 次

序章.....	1
本章	
1 理念・目的及び教育目標.....	2
2 教育内容・方法・成果	
(1) 教育課程・教育内容.....	4
(2) 教育方法.....	17
(3) 成果.....	30
3 教員・教員組織	34
4 学生の受け入れ.....	41
5 学生支援	50
6 教育研究等環境.....	56
7 管理運営.....	60
8 点検・評価、情報公開.....	64
9 特色ある取り組み.....	70
終章	72

<序章>

南山大学法科大学院（法務研究科）は、南山大学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を基本とする倫理観と人権感覚を身につけ、法曹に必要不可欠の専門的技量を備えた、社会に有為な人材、社会に貢献できる人材を養成することを目的として、2004（平成16）年4月に開学した。

本法科大学院では、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をうけるべく、「絶えざる自己改革」を進めてきた南山大学の専門職学位課程としての法科大学院の自己点検・評価活動の具体化という意義を含めて、公益財団法人大学基準協会に、2013（平成25）年度の法科大学院認証評価に申請を行った。そして、同協会の法科大学院基準に適合していると認定された。

その際に、指摘されたことがらについて、法務研究科自己点検・評価委員会による不断の活動により改善に努めたが、一部に改善が徹底していない点がみうけられ、2016（平成28）年度に同協会に対して改善報告書を提出した際にも、改善すべき点について指摘を受けた。本法科大学院では、その後さらに改善に取り組み、制度改革を行っている。

今回、再び、公益財団法人大学基準協会に2018（平成30）年度の法科大学院認証評価に申請を行った。

2018年3月

南山大学長

鳥巢 義文

〈本章〉

1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明]

1-1 理念・目的及び教育目標の設定並びに学則等への明記

本学は、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」という建学の理念のもと、「人間の尊厳のために」を教育のモットーに掲げ、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材を養成することを目指している。本学では、この建学の理念を実現するために、①学究的探求の精神、②キリスト教精神に基づく価値志向、③普遍的価値を希求する国際性の涵養、④地域社会への奉仕、という4つの教育信条を達成することを目標としている。

本法科大学院の理念・目的ならびに教育目標は、本学の建学の理念および教育のモットーをふまえ、「南山大学大学院の目的に関する規程」に、『人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を架橋する教育を行う。』と設定し、明記している。(根拠・参照資料:南山大学大学院の目的に関する規程第8条)

1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性

本法科大学院設立の目的は、「人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」であり、これは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下、「連携法」)」第1条の法科大学院制度が目的とする「高度の専門的な能力および優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資すること」に適合したものである。(根拠・参照資料:南山大学大学院の目的に関する規程第8条)

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知

本法科大学院への進学を望む学部学生には、入学試験説明会において、本法科大学院生には、新入学オリエンテーションにおいて、パンフレットを配付し、大学Webページおよび法科大学院Webページなどにおいて、周知させている。また、文部科学省に提出した「設置趣意書」を教育職員に配付し、大学Webページおよび法科大学院Webページにおいて周知させている。研究科委員会、FD委員会をはじめ、各種委員会等において、教学に関わる様々な議論をする中で、学内での周知徹底を図っている。さらに、2017年度の研究科委員会において、毎年年度末に関係委員で理念・目的及び教育目標の達成状況、次年度に向けた課題を検証・確認し、次年度最初の研究科委員会で、理念・目的も含め研究科長が報告することにした。非常勤講師および法科大学院生についても、非常勤依頼文書やガイダンスにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標について伝えることを確認することにした。(根拠・参照資料:「南山大学法科大学院パンフレット」、「大学Webページ(http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/p_n1/index.html)」、「法科大学院Webページ(<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>)」、2017年度第1回法務研究科委員会議事録)

[点検・評価(長所と問題点)]

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知

本法科大学院設立後13年間を経て、設立の理念・目的について、徐々に学内の教職員、本法科大学院生、学部学生(法学部および他学部生)に理解されてきていると評価できる。また、法科大学院生については、「基礎法学・隣接科目」群に代えて、「人間の尊厳科目」群を設置することにより、本法科大学院の教育目標の具体化を図り、理解を深めている。(根拠・参照資料:法科大学院Webページ メッセージ

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/joho/index.html>、合格者の声

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/houyukai/goukakusha.html>、「南山大学法科大学院パンフレット」p.12～13、「南山大学大学案内2018」法学部p.69～72)

[将来への取組み・まとめ]

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知

法科大学院制度の社会的意義を含めて、引き続きその周知に努めていきたい。現状の説明で述べたように、毎年年度末に関係委員で理念・目的及び教育目標の達成状況、次年度に向けた課題を検証・確認し、次年度最初の研究科委員会で、理念・目的も含め研究科長が報告し、非常勤講師および院生についても、非常勤依頼文書やガイダンスにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標について伝えることを確認することにしたので、それを確実にを行うように努める。

2 教育内容・方法・成果（1）教育課程・教育内容

[現状の説明]

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

本学の教育モットー「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati) を法曹養成の領域で実践すべく、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定するとともに、HP上で公開し、授業や新入生ガイダンス時における研究科長挨拶の機会を通じて、学生に対する周知を図っている。(根拠・参照資料:法科大学院 Web ページ

http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/p_nl/policy.html、「2017年法務研究科新入生ガイダンス次第」)

2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、それに基づいて、適切な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。特に、本学の教育モットー「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati) を法曹養成の領域で実践すべく、「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」として『法と人間の尊厳(歴史の視点)』、『法と人間の尊厳(哲学の視点)』、『法と人間の尊厳(生命と法)』、『法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)』、『法と人間の尊厳(企業倫理と法)』を設け、2科目4単位の選択必修科目としている。(根拠・参照資料:南山大学法務研究科3つのポリシー、「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.5) また、それ以外の科目として、次に述べるように、「法律基本科目」34科目、「実務基礎科目」11科目、「展開・先端科目」27科目を設けており、授業科目・教育課程は、法曹として備えるべき基本的素養の水準にかなったものとなっている。(根拠・参照資料:2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕p.2~5)

2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性

2014年度までは「民事法演習」及び「民事法研究」を法律基本科目に分類していたが、前回(2013年)認証評価を受け、実際の授業内容に即して、2015年度から必修の法律基本科目から必修の実務基礎科目へと変更することにした。(根拠資料:2014年6月4

日研究科委員会議事録)。また、2016年度から「法律基本科目」の中に各2単位の『憲法基礎研究』、『民法基礎研究』、『刑法基礎研究』を設け、そのうち、2科目4単位を必修とした。さらに、2017年度から従来の「実務基礎科目」『法情報調査』(2単位)を変更し、「法律基本科目」『リーガルライティング』(1単位)、「実務基礎科目」『法情報調査』(1単位)とした。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第56条、別表第7)

その結果、2017年度においては、基本的な法分野についての体系的な学識の習得およびその学識深化、法的思考力・分析能力の向上を目的とする「法律基本科目」を公法系8科目、民事系16科目、刑事系9科目、リーガルライティング1科目の計34科目、法曹としての責任感、倫理観の涵養、あるいは法曹としての専門的技能の教育を目的とする

「実務基礎科目」を11科目、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）を5科目、多元的・複眼的な法的思考能力を涵養することを目的とする「展開・先端科目」を27科目設けている。（根拠・参照資料：「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.3～5）

2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

2014年度までは、「法律基本科目」27科目60単位（法学既修者は、修得したとみなされる12科目30単位以外の15科目30単位）、「実務基礎科目」5科目10単位、「人間の尊厳科目」2科目4単位、を必修とし、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」として修了要件単位数に算入する科目を除き、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から20単位以上を修得しなければならないものとともに、「法律基本科目」（行政法基礎を除く）、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から4単位以上履修しなければならないこととしていた。

その後、前述のように、2015年度には、「民事法演習」及び「民事法研究」を実務基礎科目に分類することにしたため、「法律基本科目」25科目56単位（法学既修者は、修得したとみなされる12科目30単位以外の13科目26単位）、「実務基礎科目」7科目14単位以上履修しなければならないものとし（それ以外は変更なし）（根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第57条第2項、第3項、「2015年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.3～5、p.10～11）、また、2016年度から「法律基本科目」の中に各2単位の『憲法基礎研究』、『民法基礎研究』、『刑法基礎研究』を設け、そのうち、2科目4単位を必修とした（根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第57条第4項、「2016年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.3～5、p.10～11）。さらに、2017年度から、2単位の実務基礎科目「法情報調査」を、「リーガルライティング」（法律基本科目：1単位）と「法情報調査」（実務基礎科目：1単位）に分割した。（根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第57条第7項、「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.3～5、p.10～11）なお、2014年度までは、『行政法基礎』という「法律基本科目」が「自由科目」という修了要件単位数に算入されない独自の分類に2単位の科目として設定されていたが、2013年の認証評価を受けて2015年から廃止した（2014年は不開講）。（根拠・参照資料：2014年6月4日研究科委員会議事録）

その結果、2017年度においては、必修の「法律基本科目」の単位数の修了要件総単位数の占める割合は58.8%、選択科目として最大4単位を「法律基本科目」から履修した場合の修了要件総単位数の占める割合は62.7%、必修の「実務基礎科目」の単位数の修了要件総単位数に占める割合は13.7%、選択科目として4単位を「法律基本科目」から履修した場合の「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）及び「展開・先端科目」の単位数の修了要件総単位数に占める割合は23.5%と留意事項の基準を充たしている。（根拠・参照資料：「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.10）

2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置

2017年度における必修科目は、基礎研究2科目、人間の尊厳科目2科目を含め36科目(78単位)である。課程修了に必要な単位数が102単位であることから(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第57条第1項)、102単位から必修科目の78単位を除くと、選択科目から24単位(「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から20単位以上、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から4単位以上)を修得することが必要となる。また、法学未修者について必修科目の学期別の開講科目と単位数の目安を示すと、1年生春学期5科目14単位、1年生秋学期7科目16単位、2年生春学期8科目16単位、2年生秋学期7科目14単位、3年生春学期5科目10単位、3年生秋学期2科目4単位となる。法学未修者については、1年次において、特に、憲法、民法、刑法を中心に学習するカリキュラム編成を行っている(根拠・参照資料:「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.10~11)

演習科目は、非演習科目後に受講するように開講時期を設定している。「法律基本科目」について具体的にみていくと、憲法は、『憲法(人権)』、『憲法(統治)』、『憲法(憲法訴訟)』の後に『憲法演習』を、行政法は、『行政法』の後に『行政法演習』を、民法は、『民法(契約法)』、『民法(物権法)』、『民法(担保法)』、『民法(不法行為法)』、『民法(家族法)』の後に『民法演習Ⅰ』、『民法演習Ⅱ』を、商法は、『商法(会社法)』、『商法(商取引法)』の後に『商法演習』を、民事訴訟法は、『民事訴訟法Ⅰ』、『民事訴訟法Ⅱ』の後に『民事訴訟法演習』を、刑法は、『刑法Ⅰ』、『刑法Ⅱ』の後に『刑法演習』を、刑事訴訟法は、『刑事訴訟法Ⅰ』、『刑事訴訟法Ⅱ』の後に『刑事訴訟法演習』を配置している。「実務基礎科目」としては、法学未修者2年生・法学既修者1年生を対象に「民事法演習」、法学未修者3年生・法学既修者2年生を対象に『民事実務演習』と『刑事実務演習』を配置している。「法律基本科目」のうち『公法事例研究』、『民事法事例研究A』、『民事法事例研究B』、『刑法事例研究』、『刑事訴訟法事例研究』については、基礎的な学習を終えた後、各分野についてさらに検討を深めるために設定しており、法学未修者2・3年生・法学既修者1・2年生を対象としている。

また、以下の科目については、右側記載の科目が単位修得済みである場合に限り左側記載の科目の履修登録を認める積み上げ式科目としている。

民事訴訟法Ⅱ←民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法演習←民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅱ←刑法Ⅰ、刑法演習←刑法Ⅰ。(根拠・参照資料:「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.6~7)

さらに、法学未修者1年次には、主に憲法、民法、刑法の講義科目・基礎研究科目を配置するとともに、今後の学習に必要な基礎的能力を涵養するために「リーガルライティング」、「法情報調査」の履修が可能なカリキュラム編成を行っている。(根拠・参照資料:「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.10)

2-6 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

本法科大学院では、設立当初から、法科大学院設立の理念に基づき、司法試験受験対

策に偏ることのないように各担当者が授業を行うこと、受験指導は行わないことを申し合わせている。授業において司法試験の答案練習等を行っていない。(根拠・参照資料：「2017年度授業に関する教務関係運用要領」、「2017年度法務研究科 Learning Syllabus」)

2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成について、法学未修者1年生・2年生や法学既修者1年生に法理論教育を開講し、法実務教育に関しては、法学未修者2年生や法学既修者1年生の春学期以降を中心に開講している。民事系においては、法学未修者2年生・法学既修者1年生春学期に開講される『民事法演習』(実務家(弁護士)教員担当)が実務教育への導入を行い、同秋学期には、『民事実務総合研究』(実務家(弁護士)教員担当)が、民事法演習において学んだことを前提に、さらに実務の理解を深めるために事件記録を利用した教育を行っている。法学未修者3年生・法学既修者2年生春学期には、『民事実務演習』(実務家(弁護士)教員担当)、『民事法研究』(実務家(弁護士)教員担当)を設けている。刑事系においては、法学未修者3年生・法学既修者2年生秋学期に『刑事実務演習』(実務家(元裁判官)教員担当)と『刑事実務総合研究』(実務家(検察官経験のある公証人)教員担当)を設け、弁護士と検察官それぞれの立場からの教育を行っている。(根拠・参照資料：「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.10)

また、授業の内容については、法理論教育、とりわけ演習科目においても法実務を意識した教育を行っており、履修方法についても、原則1クラスの少人数教育を行っている。(根拠・参照資料：「2017年度南山法科大学院 Learning Syllabus」)教材や教育内容の情報交換として、Webページ上の Learning Syllabus を教員間においても相互に利用できるようにし、すべての開講科目について授業参観を行い、教員間の授業内容の相互理解を深めている。また、各学期に成績意見交換会を開催し、授業内容と学習効果についての教員間の相互理解を深めている。(根拠・参照資料：「2017年度南山法科大学院 Learning Syllabus」)

2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法曹倫理に関する科目として『法曹倫理』(2単位)、民事訴訟実務に関する科目として『民事実務総合研究』(2単位)と『民事実務演習』(2単位)、刑事訴訟実務に関する科目として『刑事実務総合研究』(2単位)と『刑事実務演習』(2単位)をいずれも必修科目として設け、開講している。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第57条第3項、「2017年度南山法科大学院 Learning Syllabus」)

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれらの内容を含む科目の開設

「実務基礎科目」群の選択科目として、法学未修者1年次生を対象に、電子情報に重点を置いて様々なレベルの情報の収集や有効活用を学習することを目的とする『法情報調査』(1単位)を設けており、研究者教員および実務家教員がそれぞれの分野における

法情報の入手媒体・読み方・活用方法について講義を行っている。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第 57 条 6 項、別表第 7、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 7、「2017 年度南山法科大学院 Learning Syllabus」『法情報調査』)

また、いわゆる法文書作成を扱う科目は特に設けていないが、実務家教員が担当する科目において、基本的な法文書の作成について扱っている(『リーガルライティング』は法的な論文作成能力の基礎を涵養するものである)。(根拠・参照資料:「2017 年度南山法科大学院 Learning Syllabus」『リーガルライティング』)

2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

法曹としての実務的な技能を習得するための科目としては「実務基礎科目」群の選択科目の中に、『紛争解決(ロイヤリング)』(2 単位)、『模擬裁判』(2 単位)、『法務エクスターンシップ』(2 単位)を、法曹としての責任感を涵養するための科目として、「実務基礎科目」群の必修科目として『法曹倫理』(2 単位)を設けている(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第 57 条 6 項、別表第 7)。クリニックの科目は設けていないが、『紛争解決(ロイヤリング)』の一環として、法曹実務教育研究センターで実施されている法律相談に院生を参加させ、その体験から、レポートを作成し、教員と受講者間で意見交換を行うことにより臨床実務教育の一環としてきたが、法律相談件数が減少し、2018 年度から法律相談は停止することとなった。(根拠・参照資料:「南山大学法科大学院法曹実務教育研究センターWeb ページ」)

2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

前述のように、臨床実務教育として、『法務エクスターンシップ』(2 単位)を設け、31 の弁護士事務所において 2 週間実習を行うこととしている。2013 年度は 20 名、2014 年度は 6 名、2015 年度は 6 名、2016 年度は 3 名、2017 年度は 2 名の学生が履修している。

本科目の開講責任者である実務家教員が、3 回事前説明会を行い、エクスターンシップの具体的方法、内容、到達目標ならびに弁護士の日常業務の概要について説明するとともに、弁護士の守秘義務、弁護士の誠実義務について、学生に十分理解させている。学生は実習先に出向いた際、指導弁護士と 2 週間で学ぶべき具体的な内容と方法を打ち合わせる。その後の実習については、各々の法律事務所において具体的に研修を受ける。必要な研修の内容については指導弁護士宛に文書で示すとともに、事前準備の過程で実務家教員と共同して個別に確定する。必要な研修の内容は、①聴き取り調査、②事案に関連する争点の明確化、③事案に関連する判例や文献の調査、④裏付けの証拠や登記簿謄本等の資料の収集、⑤簡単な示談書や契約書の作成、⑥民事・刑事の法廷傍聴、⑦弁護士会の委員会活動等の傍聴である。学生は、毎日研修ノートをつけ、学習したことを整理する。実習後、学生が実習の成果について総括レポートを提出し、報告会において、教員、指導弁護士および他の学生の前で、研修ノートと総括レポートを基に学習の成果を報告する機会を設けている。(根拠・参照資料:「2017 年度南山法科大学院 Learning

Syllabus」『法務エクスターンシップ』、「南山大学法科大学院パンフレット」p. 7)

なお、リーガル・クリニックは科目として設けておらず、法曹実務教育研究センターの法律相談をクリニックの場として活用してきたが、前述のように、同センターの法律相談については2018年度から募集が停止されることになった。

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

「南山大学大学院法務研究科履修規程」第12条（守秘義務等）は、『法務エクスターンシップ』を履修する者は、守秘義務を負う旨規定している。（根拠・参照資料：「南山大学大学院法務研究科履修規程」第12条）『法務エクスターンシップ』では、派遣前に弁護士の守秘義務について十分理解させた上で、研究科長と弁護士事務所宛に誓約書を提出させている。また、実習先弁護士事務所に出向いた際には、守秘義務の重要性を指導弁護士からも説明してもらっている（根拠・参照資料：「2017年度南山法科大学院 Learning Syllabus」『法務エクスターンシップ』）。

また、法曹実務教育研究センターの法律相談は、前述のように2018年度から停止されることとなったが、これまでの取組みとして、学生が参加する場合には、法曹実務教育研究センター長宛てに誓約書を提出させ、来談者に対しては、学生が相談に参加することについて説明した上で、同意書をもらうことにしていた。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院法曹実務教育研究センターWeb ページ」）

2-13 各授業科目の単位数の適切な設定

「法律基本科目」については、『憲法（人権）』（2単位）、『憲法（統治）』（2単位）、『憲法（憲法訴訟）』（2単位）、『憲法演習』（2単位）を、『行政法』（2単位）、『行政法演習』（2単位）、『公法事例研究』（2単位）、『民法（契約法）』（4単位）、『民法（物権法）』（2単位）、『民法（担保法）』（2単位）、『民法（不法行為法）』（2単位）、『民法（家族法）』（2単位）、『民法演習Ⅰ』（2単位）、『民法演習Ⅱ』（2単位）、『商法（会社法）』（4単位）、『商法（商取引法）』（2単位）、『商法演習』（2単位）、『民事訴訟法Ⅰ』（2単位）、『民事訴訟法Ⅱ』（2単位）、『民事訴訟法演習』（2単位）、『民事法演習』（2単位）、『民事法研究』（2単位）、『民事法事例研究A』（2単位）、『民事法事例研究B』（2単位）、『刑法Ⅰ』（4単位）、『刑法Ⅱ』（2単位）、『刑法演習』（2単位）、『刑法事例研究』（2単位）、『刑事訴訟法Ⅰ』（2単位）、『刑事訴訟法Ⅱ』（2単位）、『刑事訴訟法演習』（2単位）、『刑事訴訟法事例研究』（2単位）、選択必修科目である『憲法基礎研究』、『民法基礎研究』、『刑法基礎研究』はそれぞれ2単位、選択科目である『リーガルライティング』は1単位となっている。「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」、「展開・先端科目」については、全て2単位科目として設定されている。上記科目の単位数は、専門職大学院設置基準に関する法令に従って設定している。（根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第21条、「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 2～5）

2-14 1年間の授業期間の適切な設定

原則として、定期試験等の期間を含め35週にわたるよう適切に設定されている。2017年度においては、春学期は4月6日から7月25日までが授業期間、7月31日から8月6日までが定期試験期間、秋学期は、9月16日から2018年1月19日までが授業期間、1月26日から2月2日までが試験期間と設定されている。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第18条の2、「2017年度法務研究科法務専攻 授業日予定表」)

2-15 授業科目の実施期間の単位

2017年度から、学部においては、クォーター制が導入されたが、本研究科は引き続きセメスター制を採っており、各学期において、2単位科目は15回、4単位科目は30回実施しており、15週にわたる期間を単位として行っている。定期試験の期間は授業期間とは別に別に1週間設けている。集中科目の実施にあたっては、2単位科目については15回授業実施という形で実施している。(根拠・参照資料:「2017年度南山法科大学院 Learning Syllabus」)『紛争解決(ロイヤリング)』については、8週にわたり(2017年度においては9月20日から11月8日まで)1・2時限(最後の1週は1時限のみ)開講としている。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第21条)

2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮

前回認証評価時においては、課程修了に必要な単位数は、98単位(法学既修者の場合、30単位を修得したものとみなしていた)、課程修了に必要な年数は、法学未修者の場合3年、法学既修者の場合2年であるとともに、必修の法律基本科目(27科目、法学既修者は15科目)の素点平均点が65点以上で最終試験に合格することが必要とされていた。その後、2013年度から修了要件にGPAが導入され最終試験は廃止された。また、2016年には修了要件として必要な単位数が102単位(法学既修者については72単位)とされた。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第57条、第68条、第72条、第73条、「南山大学学位規程」第4条の3)

なお、社会人入学者が、法科大学院入学後も仕事を継続するときには、履修上の負担が大きいことも配慮して、入学時に長期履修を選択でき、その場合には在学要件を4年にする「長期在学者制度」を設けている。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第72条ただし書き)

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

各年度において登録できる単位数の上限は、2015年度までは法学未修者・法学既修者共に36単位であったが、修了要件単位数の引き上げに伴い、2016年度から40単位としたが、履修上の負担が過重ではないと考えている。(根拠・参照資料:「南山大学大学院学則」第56条、「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.6)

また、各学期において適切な履修を図ることができるようにするため、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第6条において、1学期内に履修できる単位数については、20単位に制限している。なお、長期在学者については、1学期内に履修できる単位数につい

ては、16 単位とし、1 年間に履修できる単位数の上限は、1 年次および 2 年次においては各 26 単位、3 年次および 4 年次においては各 28 単位とするとの規定を設けている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院法務研究科履修規程第 6 条」)

2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

本法科大学院では、教育上、特に有益と認められるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認め、他の大学院において修得した単位については、本法科大学院における当該授業科目を履修したものとみなして、当該単位を認定することができることとしている。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、「法律基本科目」および「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)に係る科目については、この制度による認定の対象とはしていない。2016 年度までは、入学前の大学院における修得単位とあわせて 30 単位を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなす単位数は、「法律基本科目」に関して修得したとみなされる単位数とあわせて、30 単位を超えないものとしていたが、2016 年度に併せて 35 単位を超えないものと改正し、さらに、2017 年度から 39 単位に改めている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第 65 条、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 7)

また、本法科大学院では、教育上、特に有益と認められるときは、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本法科大学院において履修したものとみなして、当該単位を認定することができることとしている。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、「展開・先端科目」に係る科目についてのみ、この制度による認定の対象としている。なお、2016 年度までは、他の大学院における修得単位とあわせて 30 単位を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなす単位数は、「法律基本科目」に関して修得したとみなされる単位数とあわせて、30 単位を超えないものとしていたが、2016 年度から 35 単位とし、さらに、2017 年度から 39 単位に改めている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第 66 条「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 7)

2-19 在学期間の短縮の適切性

本法科大学院では、在学期間の短縮を認める規定を設けていない。

2-20 法学既修者の課程修了の要件

課程修了に必要な単位数は、2015 年度までは 68 単位であり(法学既修者の場合、30 単位を修得したものとみなしている)、課程修了に必要な年数は、2 年としていた。この点については、2016 年度から修了要件単位数を 102 単位としたため、72 単位と改めている。また、2012 年度までは、必修の法律基本科目(15 科目)の素点平均点が 65 点以上で最終試験に合格することが必要であるとしていた。2013 年度からは最終試験制度を廃止し、GPA 制度を導入し、必修の法律基本科目の GPA が 1.5 以上であることを修了要件に加えている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第 57 条、第 68 条、第 72 条、第 73 条、「南山大学学位規程」4 条の 3、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」

p. 9)

在学期間の短縮は、前述のように行っていない。

[点検・評価（長所と問題点）]

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

現状の説明で述べたように、本学の教育モットー「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)に基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生への周知を図っているが、特に、「人間の尊厳科目」群を設置することにより、その内容の具体化を図り、理解を深めている。

2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

現状の説明で述べたように、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく、適切な授業科目を設けているが、特に本学の教育モットー「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)を法曹養成の領域で実践すべく、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」として『法と人間の尊厳（歴史の視点）』、『法と人間の尊厳（哲学の視点）』、『法と人間の尊厳（生命と法）』、『法と人間の尊厳（犯罪被害者と法）』、『法と人間の尊厳（企業倫理と法）』を設けている。（根拠・参照資料：「2017年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 4)

2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性

現状の説明で述べたように、当初から、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）、「展開・先端科目」を法科大学院制度の目的に即して構成し、授業科目のバランスをとり、科目群にふさわしい内容の科目を開設している。また、法令の範囲内で、未修者に対する入門・基礎的科目を手厚く配置している。

2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

現状の説明で述べたように、基準の範囲内で、バランスよく、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目（基礎法学・隣接科目）」及び「展開・先端科目」を配置している。なお、「入学時に十分な実務経験を有すると認められた者」について、4単位を上限に修得すべき「展開・先端科目」の単位数に算入できる制度については、本研究科への社会人入学者の現状、「展開・先端科目」の内容を鑑みて、現在は設けていない。

2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置

現状の説明で述べたように、演習科目を相対的に後の学期に置いていること、特定の科目について積み上げ方式を採用しており、学生の効果的な履修に資するように配慮している。また、1年次には、憲法、民法、刑法について中心的に学習するカリキュラム編成をとっており、未修者コース入学者に対して、系統的段階的に学習できるように配慮している。

2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

現状の説明で述べたように、カリキュラム編成の面では、法理論教育と法実務教育の

架橋を図るための工夫をしている。ただ、より法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、研究者教員と実務家教員の双方の授業参観の実施など、FD活動を活発に行う必要があると考えている。

2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

カリキュラム通り開講している。なお、2015年度から派遣裁判官・派遣検察官の派遣がなくなったため、派遣裁判官が担当していた『民事実務総合研究』、派遣検察官が担当していた『刑事実務総合研究』については、実務家教員（弁護士）及び検察官経験のある公証人が担当している。（根拠・参照資料：「2017年度法務研究科 Learning Syllabus」）

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれらの内容を含む科目の開設

現状の説明で述べたように、法学未修者1年次生を対象に、「実務基礎科目」群の選択科目として、『法情報調査』（1単位）を設け、法情報調査能力の育成・向上を図る講義を行っている。また、選択科目として法文書作成を扱う科目を独自には開設していないが、実務家教員が担当する科目において、基本的な法文書の作成について扱っており、問題はないと考えている。

2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

現状の説明で述べたように、「実務基礎科目」群の選択科目として、『模擬裁判』（2単位）、『法務エクスターンシップ』（2単位）、『紛争解決（ロイヤリング）』（2単位）、必修科目として『法曹倫理』を設けており、参加学生の評価は高く、十分な効果を発揮していると考えている（根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」第57条5項、別表第7）。ただ、課題として、従来法曹実務教育研究センターが実施してきた法律相談の場を利用した臨床教育については、ほとんど参加者がおらず、代替的な教育方法を検討する必要がある。

2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

現状の説明で述べたように、「法務エクスターンシップ」については、担当の実務家教員が他の実務家教員等と共同しつつ、科目担当者としての責任をもって、受講生を指導し、臨床実務教育にあたっている。ただ、2007年以降、法曹実務教育研究センターを通じて行っていた法律相談の中止に伴い、他の方策を探る必要があることは前述のとおりである。

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

現状の説明で述べたように、手続において守秘義務に対応しており、問題が発生しない体制をとっている。なお、2013年度から、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第12条（守秘義務等）において、『法務エクスターンシップ』を履修する者は、守秘義務を負う旨規定しており、この点でも問題はないものと考えている。（根拠・参照資料：「南

山大学大学院法務研究科履修規程」第 12 条、2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕
p. 7)

2-15 授業科目の実施期間の単位

現状の説明で述べたように、各学期、2 単位科目は 15 回、4 単位科目は 30 回実施しており、15 週にわたる期間を単位として行っている。定期試験の期間は授業期間とは別に別に 1 週間設けている。また、集中科目についても 15 回授業の実施を行っており、問題はないと考えている。

2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮

現状の説明で述べたように、本法科大学院が設定する 102 単位はやや多めであるが、法学未修者教育の充実の観点からのものであり、また法令上の基準も満たしており、他の法科大学院と比較して履修上の負担が過重というほどのものではないと考えている。

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

現状の説明で述べたように、本法科大学院では、すべての学年について上限を年間 40 単位、1 学期間の登録上限を 20 単位に設定しているが、学生の履修状況から、現状では支障は生じていないと考えている。

2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

現状の説明で述べたように、法令上の基準を満たしており、問題はないと考えている。

2-20 法学既修者の課程修了の要件

現状の説明で述べたように、本法科大学院の法学既修者の課程修了の要件は、法令の基準を満たしており、問題はないと考えている。

[将来への取組み・まとめ]

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、今後も学生の周知に努めていきたい。

2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

本研究科固有の教育理念を反映させつつ、今後も適切な教育課程の編成に努めたい。

2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性

今後も法令に従いながら、未修者教育の充実に努めたい。

2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

今後も基準の範囲内で、バランスよく、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目（基礎法学・隣接科目）」及び「展開・先端科目」を配置することに努めたい。なお、「入学時に十分な実務経験を有すると認められた者」について、4 単位を上限に修得すべき「展開・先端科目」の単位数に算入できる制度については、今後の入学者の傾向を考慮して、必要があれば検討したい。

2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置

相対的に2年次における学生の負担が重いため、今後、3年間を通じた授業科目のより適正な配置に努めたい。

2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

カリキュラム編成等の工夫を継続して行っていくと同時に、教員相互の授業参観やFD活動を通して、互いの授業の内容や方法を理解するなど、様々な工夫に努めたい。

2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

前述のように、派遣裁判官・派遣検察官の派遣がなくなったため、派遣裁判官が担当していた『民事実務総合研究』、派遣検察官が担当していた『刑事実務総合研究』については、実務家教員（弁護士）及び検察官経験のある公証人が担当している。今後も両科目については、できるだけ、裁判官、検察官経験者が担当できるように努力していきたい。

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれらの内容を含む科目の開設

前述のように、法文書作成を扱う独自の科目は設置していないが、今後も、継続して、実務基礎科目の中で、実務家として要求される法文書作成を扱うことを継続していく。

2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

前述のように、法曹実務教育研究センターを通じて行っていた法律相談については、法律相談件数も少なく、参加学生も減少していることから、同センターで行う模擬医師尋問などの活動に、院生の参加をより増やすように努めたい。

2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

「法務エクスターンシップ」については、今後も、その内容の適切性及び指導についての責任体制の維持に努めたい。また学生の臨床的な学習の場を増やすために、法曹実務教育研究センターで行われる模擬医師尋問などの活動に、院生の参加をより増やすように努めたい。

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

今後も、「法務エクスターンシップ」における学生の守秘義務の徹底に努めたい

2-15 授業科目の実施期間の単位

今後も適切な授業科目の実施期間の単位が維持されるように努めていきたい。

2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮

今後も適切な課程修了要件を維持するとともに、履修上の負担へ配慮するよう努めたい。

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

今後、学生の履修状況を検証しながら、各年次の適切な履修科目登録上限となるよう

努めていきたい。

2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

今後、学生の実情を把握しながら、他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定が適切に行われるよう努めたい。

2-20 法学既修者の課程修了の要件

今後も課程修了要件の適切性について不断に注意していきたい。

2 教育内容・方法・成果 (2) 教育方法

[現状の説明]

2-21 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施

本法科大学院では、法学既修者1年生は標準修業コース(法学未修者)2年生と、また、法学既修者2年生は法学未修者3年生と同じクラスで同じ授業を受講することになることを前提に履修指導を行っている。そのため、履修指導体制の一環として、新入生ガイダンスを実施し、入学時期は同じでも、法学既修者と法学未修者とは内容的にさまざま異なる点もあることが分かるように説明している。なお、この新入生ガイダンスでは、入学後の履修方法等につき詳細に説明している。(根拠・参照資料：2017年度新入生ガイダンス実施要領)

在学生に対しては、春学期開始前(前年度末3月)および秋学期開始前(9月)にそれぞれ履修ガイダンスを実施する体制を整えている。(根拠・参照資料：2017年度在学生ガイダンス資料)

さらに、在学生および次年度入学予定者を対象に3月に学習ガイダンスを実施し、本法科大学院出身の弁護士を講師として、法科大学院での授業の受け方、予習・復習の方法、司法試験受験に向けた学習方法等について、体験談を話してもらう機会を設けている(質疑応答の機会を設けるとともに、終了後、個別相談にも応じている)。(根拠・参照資料：学習ガイダンス実施資料)

入学前の指導体制としては、導入教育を実施する機会を設けており、入学後の学修をスムーズに始められるように配慮している。導入教育では、①基礎的講座(A・B日程入試合格者対象)において、憲法・民法・刑法・商法について、入学後の授業運営(使用教材、予習・復習の程度、双方向授業の方法など)、成績評価の方法、入学までの準備等につき科目ごとに具体的なアドバイスを行っている。(根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.4)

2017年度については、次のようである。(根拠・参照資料：「2017年度導入教育予定表」)

「基礎的講座」日程		教科	担当者
11月25日(土)	午後2時～	憲法	倉持
12月2日(土)	午後2時～	民法1	伊藤
	午後4時～	民法2	清原
12月9日(土)	午後2時～	商法	佐藤
	午後4時～	刑法	丸山

つづいて、②入学直前準備講座(A～C日程合格者全員対象)において、憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法・行政法について、入学後の授業・試験について説明し、入学までの自発的な授業準備を促す機会としている。2017年度については、次のようである。

「入学直前準備講座」日程		教科	担当者
2月17日(土)	午後2時～	憲法	沢登
	午後4時～	民法	都筑
2月24日(土)	午後2時～	刑法	末道
	午後4時～	商法	今泉
3月3日(土)	午後2時～	民事訴訟法	石田
	午後4時～	刑事訴訟法	岡田
3月10日(土)	午後4時～	行政法	洞澤

2-22 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援

指導教員制を設けて、1名の教員が1学年2名程度の学生を担当することとして、勉強面、生活面を含め個々の学生の事情に応じた個別的な履修指導を行える体制を整えている。新入生については、早い段階から指導教員に相談しやすい環境を確保するために、新入生ガイダンスの後に指導教員との個別面談を一斉に実施している。(根拠・参照資料:「南山大学法科大学院パンフレット」p.4、指導教員一覧表)

オフィス・アワー制度を設け、教員による学習方法等の相談体制を整備している。毎年度初めに、全専任教員が原則週1回のオフィス・アワーを指定して、その一覧表を公表し、学生の利用に供している。このオフィス・アワーでは、訪問した学生からの質問に答えて、授業における疑問点の解説などを行っている。教員によっては、事前連絡さえすれば、随時、面談可としている場合もある。(根拠・参照資料:「南山大学法科大学院パンフレット」p.4、指導教員一覧表、2017年度オフィスアワー一覧表)

各学期の成績提出時(8月と2月)に成績意見交換会を実施し、各学期の科目担当教員が全員出席してすべての授業科目を対象に成績に関する意見交換を行い、それに基づき、各指導教員あるいは必要に応じて専攻主任・学生委員が学生に適切な指導を行える体制を整えている。さらに、研究科委員会においても、適宜、授業担当教員あるいは指導教員からの情報提供に基づき、教員全員で学生に関する情報を共有できる体制をとっている。

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施

相談体制・学習支援体制の重要な柱の一つとして、アドバイザーによる相談・学習支援体制を整備している。本法科大学院出身の若手弁護士がアドバイザーとして来校し、夕刻6時頃より、本法科大学院内のアドバイザー・ルームに待機し、学生からの就学上、学習上の相談を受け付ける体制をとっている。2017年度の場合、9名のアドバイザー弁護士が役割を分担して、月に6回程度相談に乗っている。相談内容は、「一般相談」と「科目毎の相談」(ケーススタディ)とに分かれている。「一般相談」では、1・2年生を優先対象として、勉強方法をはじめLS生活上の悩み等学生生活全般についての相談を受け付

けている。その他、標準修業コース学生（法学未修者）へのきめ細やかな学習相談体制の整備として、1・2年次生対象のゼミ（1年生ゼミ、2年生ゼミ）を実施している。「科目毎の相談」では、3年生・修了生を対象に、選択科目を除く本試験対象科目につき、アドバイザー毎に科目を特定し相談に応じている（1科目につき年間5回程度実施）。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.4、「2017年度アドバイザー実施予定」）

2-24 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

アドバイザー制度の運用については、研究科長、専攻主任、指導教員制・アドバイザー一制運営小委員会主任教員とアドバイザーとで協議の場を各年度少なくとも2回設け、学生の状況把握に努め、過度に司法試験受験対策に偏する内容のものとならないよう協議しつつ、運営面での課題の検討を行っている。アドバイザーには、相談記録をつくり、出校のアドバイザーに、相談記録の作成をお願いしている。（根拠・参照資料：「アドバイザー相談記録」）

なお、修了生を対象に、施設利用生制度を設け、修了後も研究室・法科大学院図書室等の施設、IT環境の中の「LearningSyllabus」の利用を認め、学習支援体制の一環としている。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.4）

2-25 授業計画等の明示

「LearningSyllabus」において、科目毎に、「テーマ」、「ねらい・内容」、「授業方法・工夫」、「授業計画」、「授業時間外の学習活動」等を明示している。（根拠・参照資料：授業に関する教務関係運用要領）

授業内容については、各法分野の専門的知識を習得させ、それを発展的に展開し、具体的な事案に対応して事実を分析し論理を展開できる法的能力を涵養するという、法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたものとして構成されている。より具体的な個々の回の授業内容などについては、「LearningSyllabus」を利用して、学生が予習可能となるように授業の一定期間前に資料等を提示している。（根拠・参照資料：「LearningSyllabus」）。また、授業の進行状況に応じて授業内容に変更があり得るため、このような変更についても、「LearningSyllabus」を使ってその都度学生に提示している。「LearningSyllabus」記載事項については、前年度の「LearningSyllabus」作成の時期に教務委員がその内容をチェックする体制を整えている。

2-26 シラバスに従った適切な授業の実施

授業の方法・内容等について、「LearningSyllabus」において授業計画と資料等を明示し、それに従って授業を実施している。シラバスの内容に従った適切な授業が行われているかを確認するシステムについては、学生からの授業評価の中で「I 授業プランニング・マネージメント (3) 授業内容はシラバスの記載内容と一致していましたか」という項目として評価を受けることになっている。また、年に2回開催している成績に関する意見交換会において、シラバスに記載されたように授業が実施され、成績評価がされているかどうかについて確認している。（根拠・参照資料：2017年度法務研究科 Learning

Syllabus、2017年度「学生による授業評価」設問項目)

2-27 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施について、事前には、「LearningSyllabus」を活用して授業ごとに設問や問題を示し、授業中には、学生に質問したり、演習においては、個別やグループでの報告を求めたり、ロールプレイングを行うことによって、双方向・多方向授業を取り入れ、実践的な教育を実施するよう努めている。(根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.3)

2-28 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重という問題については、本法科大学院では、法科大学院設立の趣旨を尊重し、設立時より一貫して、司法試験受験対策に偏ることのない授業を行うことを重要視しており、各科目の講義概要などにおいても、その点は明確に示されている。司法試験の合格率を上げ、合格者数を増加させることは、法科大学院の教育の成果を上げるという点からも重要であるが、本法科大学院では受験対策に偏った授業を行うことは一切していない。この点については、法務研究科委員会等において、その都度、各教員に周知徹底されている。(根拠・参照資料：授業に関する教務関係運用要領)

2-29 少人数教育の実施状況

授業を行う学生数について、法科大学院発足時から、1つの授業科目について同時に行う授業の学生数をできる限り少人数となるように努めている。本法科大学院が設定する適正学生数は、講義形式の授業、演習形式の授業ともに20名であり、「法務エクスターンシップ」、「模擬裁判」もともに20名である。(根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表4)

2-30 各法律基本科目における学生数の適切な設定

各法律基本科目における学生数の適切な設定について、「法律基本科目」の1つの授業科目について同時に行う授業の学生数を少人数とし、すべての科目について、適正学生数を法律で定められた適正学生数より少ない20名以下に設定している。(根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表4)

2-31 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

個別的指導が必要な授業科目については、教育効果に配慮した適正学生数を設定している。具体的には、「法務エクスターンシップ」では、適正学生数を20名と設定し、必要な数の「法務エクスターンシップ提携事務所」を確保している。(根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表4、「南山法科大学院パンフレット」p.7) また、一部にリーガル・クリニックでの法律相談を含む「紛争解決(ロイヤリング)」では、「法律基本科目」の演習科目と同様に考えて適正学生数を20名と設定している。(根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表4)

2-32 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示

成績評価、単位認定及び修了認定について、各科目の成績評価は、A+ (90 点以上)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、F (59 点以下) とし、A+、A、B および C を合格とし、F を不合格とすることを明示している。ただし、「リーガルライティング」、「法情報調査」、「紛争解決 (ロイヤリング)」、「法務エクスターンシップ」、「模擬裁判」および「法曹倫理」については、実務的能力の修得レベルに応じて評価するという科目の性質上数値評価になじまないもので、試験 (レポートを含む) を省くことができる科目としている。さらに、A+、A、B、C および F のような段階評価ではなく、P (合格)、F (不合格) の評価としている。(根拠・参照資料：南山大学大学院法務研究科履修規程第 20 条、「大学院学生便覧 [法務研究科]」p. 7～8)

さらに、成績評価の方法については、評価の対象として、授業における発言等の授業参加度、授業期間中の小テストやレポートおよび定期試験の結果を利用している。授業回数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合、定期試験の受験資格はないことを明示している。(根拠・参照資料：南山大学大学院法務研究科履修規程第 15 条、「大学院学生便覧 [法務研究科]」p. 8)

本法科大学院の修了認定については、本法科大学院に 3 年以上在学すること (法学既修者は 2 年以上、長期履修者は 4 年以上)、修了要件単位数は 102 単位とすること (法学既修者は 72 単位。標準修業コース (未修者) の場合、その中に、必修法律基本科目 25 科目 56 単位、必修実務基礎科目 7 科目 14 単位、「基礎研究」2 科目 4 単位、人間の尊厳科目 2 科目 4 単位が含まれる。)、必修の法律基本科目 (25 科目、法学既修者は 15 科目) の GPA が 1.5 以上であることを明示している。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 72 条、南山大学大学院法務研究科履修規程第 24 条、「2017 年度大学院学生便覧 [法務研究科]」p. 6、9、81) この GPA の運用について、修了要件の厳格化に伴い、修了要件で設定された数値に達しない場合、当該年度を含め、既修得単位のうち「可 C 評価」を得た必修科目の法律基本科目の単位について、所定の期間内に願い出て次年度以降無効とすることができるようにすることを明示した (単位無効制度) (ただし、いったん修得した単位を無効とする願い出は、事情のいかんを問わず撤回できない)。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

成績評価の割合は、F 評価を除く受講生を分母として、おおむね、A+ および A をあわせて 30% 程度以内、B は 50% 程度以内としている。(根拠・参照資料：履修規程第 20 条 2 項「2017 年度大学院学生便覧 [法務研究科]」p. 8、定期試験・中間テスト等の採点評価に関する確認事項)

「法律基本科目」のほとんどの科目では、学期末の定期試験以外に、中間段階において、「中間テスト」が行われていた。これについては、4 単位科目については「中間テスト」の実施を求めるが 2 単位科目についてはあくまで担当者が必要と判断した場合に実施することもできることを確認し、「中間テスト」を実施する場合の評価割合は 2 単位科

目については 30%以下、4 単位科目については 40%以下とすることを研究科委員会において確認した。(根拠・参照資料：授業に関する教務関係運用要領、定期試験・中間テスト等の採点評価に関する確認事項)

また、成績評価の厳格化を図るため、個別の科目についての成績評価の対象(定期試験、中間テスト、小テスト、授業参加度など)や比重・評価割合については、担当者が事前にシラバス等に明示することを求めている。また、授業参加度について、成績評価の内容として、出席したことを「出席点」として評価に加味していない(實際上、欠席はマイナスとする運用がなされていることが多い)。これらの点については、シラバス作成時に教務委員がチェックをする体制を整えている。(根拠・参照資料：授業参加度の評価に関する運用要領)

成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施について、各学期の成績提出時に各学期の科目担当教員によって成績に関する意見交換会を開催しており(例年 8 月と 2 月)、成績評価、単位認定の妥当性を確認している。また、研究科委員会において、各科目の A+、A、B、C および F の成績評価の割合を公表している。

さらに、科目毎に、学生に答案を返却し、適宜、中間テスト・小テスト・期末試験の解説を行っている。さらに、必修科目の素点について、指導教員を通して、学生に通知(素点一覧表の閲覧)している。

学生が成績評価に疑問がある場合には、成績疑問調査制度によって、成績発表後 1 週間以内に、書面で成績疑問調査を申請することが可能である。(根拠・参照資料：南山大学授業科目履修規程第 21 条、南山大学大学院法務研究科履修規程第 22 条、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 8)

2-34 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

本法科大学院では、再試験を実施していない。

2-35 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施

追試験については、所定のやむを得ない理由により、定期試験等を受験できない場合、当該授業科目の追試験を申請することを認めている。やむを得ない理由とは、天災、交通事故、病気などであり、試験期間の最終日の翌日から 3 日以内に所定の証明書(罹災証明書、事故証明書、医師の診断書など)を添えて追試験受験の願いを提出することとしている。追試験の成績は、1 割減点で評価することを周知している。(根拠・参照資料：南山大学試験規程第 8 条、南山大学大学院法務研究科履修規程第 19 条、第 9 条、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6)

2-36 進級を制限する措置

進級制限について、進級要件の厳格化を図るため、標準修業コース学生(法学未修者)については、1 年次から 2 年次に進級するためには、必修の法律基本科目 20 単位以上を含む 30 単位を修得し、必修の法律基本科目の GPA が 1.3 以上でなければならないこととしている。2 年次から 3 年次に進級するためには、必修の法律基本科目 48 単位以上を

む 62 単位以上を修得し、必修の法律基本科目の GPA が 1.5 以上でなければならない。法学既修者の場合は、1 年次から 2 年次に進級するためには必修の法律基本科目 22 単位以上を含む 32 単位以上を修得し、必修の法律基本科目の GPA が 1.5 以上でなければならないとしている。(根拠・参照資料：「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.9)

なお、厳格な成績評価を行っていることもあって、留年者(留年率)は、2013 年度から 2017 年度について、順に、10 名(15%)、6 名(11%)、4 名(15%)、3 名(13%)、0 名(0%)となっている(根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 16)

2-37 進級制限の代替措置の適切性

本法科大学院では、進級制限を実施している。

2-38 FD 体制の整備及びその実施

教育内容及び方法の改善については、次のような FD 体制を整備し実施している。法務研究科のもとにある FD 委員会(3 名の委員で構成)が、FD 研修会、講演会および意見交換会などを継続的に開催し、教員の教育能力の向上と研鑽に努めている。FD 委員会では、活動方針について協議し、随時、研究科委員会において研修会等の実施について報告・提案している。なお、教育改善活動については、カリキュラム、教育内容、データベース等の整備と利用環境の整備、学生による授業評価とその教員の授業改善への反映などに関わるため、法務研究科のもとにある他の委員会(特に学務委員会、自己点検・評価委員会、入学試験管理委員会等)や、データベースおよび IT 利用の推進に関わる教員とも随時、意思疎通を図り、問題点の把握と情報の共有に努めている。

これまで開催された FD 研修会・講演会には、教員の教育方法についてのスキルアップに直結するものと、意見交換・討論を通して教員の視野・見識を広げるものがある。このほか、法務研究科・法学部主催の研修会・講演会があり、各教員はこれらの研修会等にも積極的に参加している。2013 年度以降、以下の FD 研修会が開催された。

(1) 2013 年度

2013 年 9 月 4 日 授業録画システムの使用方法の研修会

(2) 2014 年度

2015 年 2 月 4 日 学校教育法改正と大学ガバナンス改革—高等教育及び私立大学への影響

(3) 2015 年度

2015 年 6 月 17 日 法律基本科目成績評価基準について

2016 年 3 月 3 日 法科大学院教育研究支援システム研修会

2016 年 3 月 10 日 クォーター制の下での法学教育の在り方

(4) 2016 年度

2016 年 8 月 24 日 「2016 年度法科大学院春学期授業」に関する FD 研修会

2016 年 11 月 15 日 司法修習生と弁護士(パートナー)としての私の経験

2017 年 3 月 3 日 演習等における少人数での授業形態のあり方について

以上の研修会のほか、学務委員会主催の「成績意見交換会」が各学期末に行われており、同意見交換会では、学生の成績分布や成績評価の基準等について意見交換がなされ、厳格・適正な成績評価基準の確立に向けた努力がなされている。また、「少人数」教育への対応、入学学生の多様な学習進度を前提とした授業運営の工夫などについて経験交流を図るためのFD活動として授業参観を実施している。(根拠・参照資料：2017年度授業参観記録)

2-39 学生による授業評価

学生による授業評価の組織的な実施については、自己点検・評価委員会の主導のもと、14の質問項目を含むマークシート方式および自由記述方式(2017年度よりWeb入力)により、各学期末に原則として全開講科目(受講登録者数4名以下の科目は除く)について行い、その結果を公表するとともに教育の改善につなげる仕組みを整備している。アンケートの回収率は、いずれの科目もほぼ100%である。

2-40 FD活動の有効性

FD活動の有効性については、授業内容および方法の改善を図るために随時実施されている研修会、講演会、意見交換会、授業参観などを通して得た知見を活用して、各教員がそれぞれの授業において教育実践を重ねることによって確保されている。

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みとして、授業評価の集計結果が各教員に配付されるとともに、各教員には、その評価結果を踏まえた自己点検・評価報告書の作成・提出を義務付け、さらにそれを自己点検・評価委員会が点検した後、研究科委員会において報告を行うという形で組織化をしている。この自己点検・評価報告書の作成・提出は、学生による授業評価の対象となっていない科目(受講登録者数4名以下の科目)の担当教員にも課されている。これにより、教員は、例外なく、担当する授業について自己点検・評価の義務が課せられている。この自己点検・評価報告書は、法科大学院図書室に備え置かれ学生による点検が可能になっている。

[点検・評価(長所と問題点)]

2-21 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施

履修の指導体制の整備及びその効果的な実施について、必要に応じて各種履修ガイドランスを入学時から学年進行に応じて段階的にきめ細かく実施している。

指導教員制については、履修指導との関係では、毎学期初めに前学期の成績表を指導学生に個別に面談した上で配布する体制も整えており、その際にも、必要な指導が行われている。進路についての相談なども指導教員が行っている他、必要に応じて指導教員以外の教員とくに専攻主任、学生委員が行っている。成績意見交換会は、学生の履修状況、学修状況を担当教員全員で個別具体的に把握するのに役立っている。研究科委員会の場で行われる学生情報の把握も、関係の情報を教員全員で共有するのに役立っている。導入教育は、入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するためのものであり、入学後の

カリキュラムの一部を前倒しして実施することはしていない。

2-22 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援

各教員につきオフィス・アワーを設定・公表し、学生がそれを活用しているが、科目によって学生の利用度には差があるので、その活用について学生に周知徹底する必要がある。なお、教員によっては、オフィス・アワー以外にも適宜、学生からの質問などに答えて、学習支援に効果をあげている。教員と学生の距離の近さは、本法科大学院の大きな長所の一つである。

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施

2-24 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

アドバイザーによる相談体制については、授業が行われる期間以外の夏期休暇期間および春期休暇期間にも相談を行っているが、正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重とはなっていない。「科目毎の相談」(ケーススタディ)では、本試験の過去問を用いて指導が行われているが(実施日の2週間前までに答案を法科大学院事務室前のメールボックス提出、担当アドバイザーが答案に目を通しコメント(口頭指導が原則))、法的思考能力・事実認定能力・文章表現力等を高め、「法曹として求められる法的なりテラシーを醸成する観点」に立つものであり、「技巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育」(根拠・参照資料：平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)15頁」)に適うものとなっている。受講生は、受験技術を求めているかもしれないが、そのような表面的な対応では合格には至らないこと、基本学習が重要であること、自分の頭で考えることが必要であることなどに気づかせるような指導を目標にしている。なお、「科目毎の相談(ケーススタディ)」は、学生全員を対象として定期的に論文指導のような形式の授業を行うというのではなく、文章力等の獲得を希望する学生に対して行われるものであり、全科目受講する必要も、毎回受講する必要もないことを伝え、各自「学習の進捗状況を勘案し」受講し、自分の学習を大事にするように指導している。したがって、正課に影響を及ぼすような指導には内容的にも規模的にもなっていない。(根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.4、「アドバイザー相談記録」)

その他、その年の司法試験合格者が「アシストアドバイザー」となって、合格者の研修が始まるまでの間の10月から11月に、3年生を対象に当該年度の問題を素材にした指導を行っている。これは、学習指導というよりも「合格者スピリット」に触れるという意味が大きく、学習意欲の向上に資するものと位置づけている。また、司法試験合格者あるいは「先輩弁護士」には、合格者報告会においてその体験談を在學生に伝えてもらう機会を設けたり、あるいはそれを基に「メッセージ」あるいは合格者体験談を「南山大学法科大学院パンフレット」等に寄稿してもらうことなどを通して在學生の学習指導

体制の一翼を担ってもらっている。(根拠・参照資料：めざせスペシャリスト、南山大学法科大学院パンフレット)

2-25 授業計画等の明示

2-26 シラバスに従った適切な授業の実施

2-27 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

2-28 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

授業計画等の明示について、担当教員が「LearningSyllabus」を利用して計画を明示することで、学生も事前に授業の予定が容易にわかり、学生が効果的に自習できるようになっている。また、シラバスに従った適切な授業の実施を確保するために、ほとんどの科目で「Learning Syllabus」の内容を状況に応じて頻繁に更新している。こうして、シラバスの内容は随時補充されつつ授業が展開されており学習上の効果は大きい。個別の授業においては、それぞれ工夫がなされているものの、組織的に情報を共有するという面では問題もあるので、自分以外の教員の先進的な実践を各教員が参考にするという点では、改善の余地があると考えている。そのために、「授業参観」などの機会を確保する。

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施も確保されており、授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重は見られない。

2-29 少人数教育の実施状況

2-30 各法律基本科目における学生数の適切な設定

2-31 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

授業を行う学生数について、全ての科目で、設定された適正学生数の範囲内に収まっている。個別的指導が必要な授業科目（「法務エクスターンシップ」、「紛争解決（ロイヤリング）」）についても、設定された適正学生数の範囲内に収まっている。(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4)

2-32 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

成績評価、単位認定・修了認定について、学生に配布する「大学院学生便覧〔法務研究科〕」において、一般的な成績評価、単位認定、課程修了認定の基準・方法を明示し、また、「LearningSyllabus」、授業参加度、小テスト、レポート、中間テスト、定期試験等の割合を明らかにしている。

成績評価の割合を設定し、担当教員に周知するとともに、各学期に開催する成績意見交換会において、上記割合の範囲で成績評価を行うよう確認するなどして、成績評価、単位認定および修了認定の客観的かつ厳格な実施に努めている。また、指導教員を通して、学生に素点を記入した文書を配布することにし、学生によるチェックも可能なようにしている。

なお、ここでも課題は「少人数」との関係で生じている。受講生の「少人数化」に伴

い、成績評価割合の設定が意味を持たなくなりつつあり、成績評価割合の設定がかえって厳格な成績評価の妨げになるようなことがあってはならない。

修了要件に GPA を利用し、合わせて「単位無効制度」を導入したことから、各種学習ガイダンスの機会に説明を行い、各自 GPA の計算を慎重に行うよう指導している。

2-34 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

2-35 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施

追試験について、学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合の相当の措置として追試験の制度を設けている。その場合、追試験は、客観的かつ厳格な基準をあらかじめ明示し周知した上で実施されている。

2-36 進級を制限する措置

2-37 進級制限の代替措置の適切性

進級制限について、修了に必要な単位数を 102 単位としており（法学既修者の場合、72 単位）、各学期に履修可能な単位数の上限を 20 単位とし、各学年に履修可能な単位数の上限を 40 単位としていることから上記の進級要件を設けている。

2-38 FD 体制の整備及びその実施

2-39 学生による授業評価

2-40 FD 活動の有効性

教育内容および方法の改善については、FD 体制を整備し、多数の教員が各種の FD 研修会・講演会・意見交換会、授業参観に積極的に参加することにより、授業の改善や適正な成績評価の確保のために不断の意識改革が行われている。その結果、各教員が、常に誠実に緊張感をもって授業を行うことに繋がっており、FD 活動が教育内容の改善のため有効に活用されている。

学生による授業評価の組織的な実施については、自己点検・評価委員会の主導のもと、各学期末に原則として全開講科目について行っている。授業評価アンケートの回収率は、いずれの科目もほぼ 100%であり、教員、学生ともに、授業評価の趣旨をよく理解しており、現行の方式は定着していると評価できる。また、授業評価アンケートの集計結果によれば、学生からの評価数値は年々向上しているが、この評価結果と学生の学力が必ずしも相関していない側面もある。

授業評価アンケートの集計結果の一覧表および各教員が作成したすべての科目についての自己点検・評価報告書が、研究科委員会に報告されるとともに、法科大学院図書室に備え置かれ、学生にも公表されている。このことは、常時、教員に適度な緊張感をもたらし、授業の改善に寄与しており、学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みとして機能している。

[将来への取り組み・まとめ]

2-21 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施

2-22 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援

履修の指導体制の整備及びその効果的な実施について、きめ細やかな指導体制が整備され、効果的に実施されている。

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施

2-24 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

学習相談体制について、制度は整備されているので、今後も、さらに学生が相談しやすく、学習への効果的な支援が実現できるように努力していく。アドバイザー制度については、学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重とならないよう今後も注意を払いつつ、法的思考能力・事実認定能力・文章表現力等を高める上で有効な学習指導体制を担うものとして積極的に位置づけ、学生の利用を呼び掛けて行く。

2-25 授業計画等の明示

2-26 シラバスに従った適切な授業の実施

2-27 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

2-28 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

授業計画等の明示について、今後は、「Learning Syllabus」のさらなる有効活用のために改善をしつつ、その利便性についても、学生からの要望等をふまえて、一層の充実を図っていききたい。シラバスに従った適切な授業の実施を確保するために「Learning Syllabus」が授業進行上極めて重要な位置を占めることから、法務研究科 FD 委員会を中心としてその活用のあり方について、今後も徹底・改善を図りたい。

授業の方法について、成績意見交換会の席上その他の場で検討課題として出されているのは、入学者数の減少に伴い現実化している「少人数教育」への有効な対処方法である。従来、講義形式の授業のみならず演習方式の授業においても一定数の受講生が想定されていたと思われる。「少人数」の講義あるいは演習の進め方について、授業参観や実践例の紹介を行う FD 活動等を通して、各教員の工夫を活用できるような状況を整えていきたい。授業方法が過度な司法試験受験対策への偏重とならないよう、今後も機会あるごとに確認をして行く。

2-29 少人数教育の実施状況

2-30 各法律基本科目における学生数の適切な設定

2-31 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

授業を行う学生数について、授業の方法の項でも述べたように、設定された適正学生数をはるかに下回る学生が受講しているのが現状である。例えば、2017 年度について、標準修業コース 1 年次春学期の授業科目「憲法（人権）」の場合は、科目登録者数は 8 名であり、同 2 年次春学期の授業科目「憲法（憲法訴訟）」の場合は、4 名である（根拠：基礎データ表 4）。これは、本法科大学院固有の問題ではないと思われるが、「少人数」

に適した授業展開の経験交流など対策を考えていきたい。

2-32 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

2-34 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

2-35 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施

成績評価・単位認定・修了認定について、一般的な成績評価、単位認定、課程修了認定の基準・方法を明示しているが、個別の科目について成績評価の対象や比重については各担当者がシラバスに明示し、それを教務委員がチェックしているため、従来一部においてシラバス記載事項の記述が統一されていなかったという問題は解消された。

成績疑問調査については、特に問題は生じていない(2013年度に一件照会があったが、成績評価に変更はなかった)。なお、GPA 制度をめぐって問題点は特に生じていない。追試験の実施においてもとくに制度上の問題は生じていない。

2-36 進級を制限する措置

2-37 進級制限の代替措置の適切性

進級制限について、厳格な進級要件を設定しているが、それと連動して、留年者や、留年の可能性がある学生に対しては、指導教員あるいは専攻主任を通して個別に履修指導の強化を図ることが必要となる。

2-38 FD体制の整備及びその実施

2-39 学生による授業評価

2-40 FD活動の有効性

教育内容及び方法の改善については、入学してくる学生の状況の変化を踏まえながら、FD体制の整備とその実施に関して、今後も、FD委員会、自己点検・評価委員会、学務委員会および入学試験管理委員会の各委員会が連携して問題点の把握と改善策を検討していく必要がある。FD活動の有効性を確保するために、FD研修会、講演会、意見交換会、授業参観等を定期的に行い、教員の不断の意識改革につなげていきたい。

学生による授業評価の組織的な実施については、今後も現行方式を維持する一方、学生からの授業評価と学力向上が相関するように、各教員が引き続き授業を改善するように努めていく必要がある。学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、アンケートの集計結果一覧表および教員が作成した自己点検・評価報告書を研究科委員会および学生に公開するという現行の仕組みを維持するとともに、問題点の把握に不断に取り組むこととしたい。なお、「少人数化」に伴い学生による授業評価の方法についても工夫をする必要がある。

2 教育内容・方法・成果（3）成果

[現状の説明]

2-41 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性

教育成果の測定については、法科大学院設立時から各科目については、将来法曹となる者として備えるべき基本的素養を修得させるために、各授業担当者は各自独自の教材等を準備し、各学期開始前に教材を冊子に製本して学生に配布することによって、学生が授業の内容を予習・復習できるような体制を整え、学生が効果的に授業内容を理解することができるような体制を整えてきた。（根拠・参照資料：「Learning Syllabus」）

各科目の教育内容については、「共通的到達目標モデル」を研究科委員会で提示し、各担当者に「共通的到達目標モデル」を念頭に置いて、それと同等以上のレベルの内容を実現するように求めている。「共通的到達目標モデル」の内容をどの程度授業に反映させるかについては、各担当者の判断に任されているが、その場合、担当者は、「共通的到達目標モデル」以上の内容を実現するように、教材作りあるいは授業運営に反映させるように努力している。この点については、「授業に関する教務関係運用要領」の中の授業関連の項目の中に、「共通的到達目標モデル」に準拠して授業を実施するように努めるという項目を設け、毎年、次年度のシラバスを作成する際に、各授業担当者に確認を求めている。（根拠・参考資料：「授業に関する教務関係運用要領」、「Learning Syllabus」）なお、各学期に、学生による授業評価を実施し、その中では、学生が教育内容に満足したか、対象分野につき新しい知識を得たり理解が深まったりしたかということも設問項目として質問し回答を求めており、各担当者は自分の授業内容が学生を満足させるものであるかを直接知ることができるようになっているので、教育効果を各自測定し確認することも可能となっている。その際、本法科大学院学内用HPに「共通的到達目標モデル」を掲げ、学生が確認できるようにしている。また、とくに標準修業コースの学生（いわゆる法学未修者）を対象に、「共通的到達目標モデル」に沿った学修が可能となるように、2016年度より新たな授業科目（「(憲法・民法・刑法)基礎研究」）を開講するなどの努力をしているところである。

本学修了時の成績と司法試験合格との相関も明らかであり、司法試験合格者のほとんどが本学での学内成績の上位者で成績による給付奨学金の受給対象者である。このことから、学内での教育効果が具体的に司法試験の合格につながっている。

2-42 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証について、2013年度から2017年度の司法試験合格者数（合格率）は、順に、14名（21.2%）、9名（14.8%）、4名（6.2%）、2名（3.7%）、4名（8.33%）であり、2013年度から2016年度の各前年度修了生の司法試験合格者数（合格率）は、順に、5名（29.4%）、3名（15.8%）、3名（10.0%）、1名（16.7%）である。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表3-2）

2013年度から2017年度の全法科大学院の司法試験合格者数（合格率）は、順に、2,049名（26.8%）、1,810名（22.6%）、1,850名（23.1%）、1,583名（22.9%）、1,543名（20.68%）である。

司法試験の合格率が、経年的に（3年以上にわたって）全国合格率の1/2未満となっていないかについてみると、2013年度から2017年度のそれは、順に、次のようである（全国の法科大学院の合格率の1/2－本法科大学院の合格率）。13.4%－21.2%、11.3%－14.8%、11.6%－6.2%、11.4%－3.7%、10.34%－8.33%。

したがって、2013年度、2014年度は、本法科大学院の合格率は、全国の法科大学院の合格率の1/2を上回っていたが、2015年度、2016年度、2017年度と3年にわたって下回っていたことになる。

2013年度から2016年度の留年者数（留年率）は、順に、10名（15%）、6名（11%）、4名（15%）、3名（13%）である。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表16）
2013年度から2016年の退学者数（退学率）は、順に、3名（4%）、4名（7%）、3名（11%）、3名（13%）である。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表16）
修了生のいわゆる法曹三者以外も含めた進路の把握については、2013年度民間企業1名、2014年度官公庁1名であることを把握しているが、多くのものは状況を把握しきれていない。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表3）

[点検・評価（長所と問題点）]

2-41 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性

教育成果の測定については、「共通的到達目標モデル」を踏まえて、それと同等以上のレベルの内容を実現するように努力しており、授業アンケート結果からも、各担当者は自分の授業内容が学生を満足させるものであるかを直接知ることができるようになっているので、教育効果を各自測定し確認することも可能となっている。

また、本学修了時の成績と司法試験合格との相関も明らかであり、司法試験合格者のほとんどが本学での学内成績の上位者で成績による給付奨学金の受給対象者である。このことから、学内での教育効果が具体的に司法試験の合格につながっているという評価をすることもできる。一方、「共通的到達目標モデル」の学修に困難を抱えているようにみえる学生への対応も必要とされているという問題が生じつつあり、とくに法律基本科目として新たな科目を設置したことは既に述べた通りである。

2-42 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証については、前回の認証評価時には、司法試験合格者数は、常に2ケタ台を維持するとともに、同合格率についても、年度による若干の変動はあるものの、大体において、ほぼ全国の平均的水準近くの数字を維持するなど、安定していたと述べた。実際、本法科大学院は、2016年度までの司法試験類型合格者数は120名となっており、2016年度までの修了生の合計は

321名であることから、合格者の修了者に占める割合は37.4%に達している。2015年度までの司法修習終了後の進路は、弁護士111名、検察官3名、裁判官1名、その他3名となっている。(根拠・参照資料:「南山大学法科大学院パンフレット」p.12)しかし、本法科大学院の合格率は、2015年度、2016年度、2017年度と3年にわたって全国の法科大学院の合格率の1/2を下回る事となった。この要因は、法科大学院進学者数の激減、司法試験合格者数の減少等の法科大学院全体の客観的な条件の変化を含めさまざまなことがあるように思われるが、本法科大学院においても学生の確保・教育の改善に努めているところである。進学説明会等において、学内外に数は多くはないがなお熱心な法科大学院進学希望者(法曹志望者)はおり、その中には、本法科大学院の「人間の尊厳のために」という教育目標に共感するものも含まれており、それに応えるべく「共通的到達目標モデル」に示された教育水準を維持した授業を展開しているところである。

2016年度の場合、標準修業コース(未修者)の中に、休学をしつつ修了を目指したが、結果、退学を余儀なくされた者がいた(3名)。一方、法科大学院修了者・退学者の中には、民間の法務部門に就職したり、公務員に就職したりして活躍する者の数も増えて来ている(ただし、「法科大学院基礎データ」において確認することはできない)。「人間の尊厳のために」を基本とした倫理観を身につけ、「法律家」(いわゆる法曹三者に限られない)となって、あるいは民間で、あるいは公務員として活躍する人材養成を法科大学院における就職指導の中でそれぞれどのように位置付けるのか、検討が必要である。

[将来への取組み・まとめ]

2-41 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性

教育成果の測定については、「共通的到達目標モデル」を踏まえて、常に教育内容の充実を図り、学生が満足できる授業を実現すべく各担当者が努力をしていく。今後、授業担当者間において授業内容のさらなる改善について認識を共有していく。学生の学修状況を踏まえて、とくに標準修業コース(未修者)への対応として2016年度より新たな科目(「(憲法・民法・刑法)基礎研究」)を新設したが、その内容も不断に見直しを行い「共通的到達目標レベル」の学修の達成を目指す。

2-42 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証については、まずは、極めて困難なことではあるが、修了生の法曹三者以外も含めた進路の把握に努める必要がある。これについては、ジュリナビへの登録を学生に奨励するとともに、同窓会組織(南山法友会)、同期修了生からの情報収集等を利用して、進路把握に努めてきたが、特に、法曹三者以外に進んだ修了生の進路把握は、必ずしも十分とは言い難く、進路把握の体制を確立する必要がある。修了生の活動状況の社会に対する公表については、法曹三者以外の進路状況についての公表について慎重に検討する必要がある。「人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を

架橋する教育を行う」との本法科大学院の教育目標を達成すべく、より質の高い法曹養成を目指すために、カリキュラム変更、修了要件等の見直しを今後も不断に行っていく。

3 教員・教員組織

[現状の説明]

3-1 専任教員数に関する法令上の基準

本法科大学院は、専任教員 12 名（内実務家教員 3 名）で組織し、学生 15 人につき専任教員 1 名以上となっており、専門職大学院設置基準第 5 条ならびに文部科学省告示第 53 号第 1 条第 1 項を遵守している。

1 専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、文部科学省告示第 53 号第 1 条第 2 項を遵守し、専任教員を配している。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5）

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数

専任教員 12 名のすべてが教授であり、文部科学省告示第 53 号第 1 条第 3 項にある要件（専任教員の半数以上は教授であること）を満たしている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5）

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

現在専任教員となっている 12 名の内 5 名は、法科大学院の設置時に大学設置・学校法人審議会の教員資格審査において、その高度な指導能力が認められている。他の 7 名についても、専門職大学院設置基準第 5 条を遵守し、それぞれの専門分野について、教育上、研究上の優れた業績、または特に優れた知識及び経験を有する者であり、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 7）

3-4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数

専任教員 12 名中、実務家教員は 3 名（25%）であり、3 名ともに、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。（実務家教員 3 名のうち、2 名が実務家みなし教員である。）（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5）

3-5 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

法科大学院基礎データ表 6 のとおり、法律基本科目の各科目において、憲法 1 名、行政法 2 名、民法 2 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員を適切に配置している。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 6）

3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

法科大学院基礎データ表 2 にあるとおり、各科目の専任教員担当科目比率は、「法律基本科目」66.1%（必修科目）及び 61.7%（選択科目）、「法律実務基礎科目」61.4%（必修科目）及び 92.7%（選択科目）、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）26.0%、「展開・先端科目」31.3%となっており、「法律基本科目」及び「実務基礎科目」を重視した専任教員の配置となっている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 2）

3-7 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

経験豊富で高度の教育指導能力を有する実務家教員 3 名を配置している（いずれも実務経験 10 年以上の民事系弁護士）。なお、以前は裁判官及び検察官の派遣を依頼していたが、現在では派遣が中止されている。そこで、民事裁判官の担当していた科目は本学の実務家教員が担当し、検察官の担当していた科目は元検察官の実務家教員に依頼している。刑事系の実務科目については、経験豊富な実務家教員を委嘱し（刑事系の元裁判官 1 名及び元検察官 1 名）、レベルの高い教育体制をとっている。専任実務家教員が担当している「法律実務基礎科目」は、『法曹倫理』、『民事実務演習』、『民事実務総合研究』、『民事法演習』、『民事法研究』、『模擬裁判』、『紛争解決（ロイヤリング）』、『法務エクスターンシップ』、『法情報調査』である。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 7）

3-8 専任教員の年齢構成

法科大学院基礎データ表 8 にあるとおり、51～60 歳が最も多く 5 名（41.7%）であり、次いで 61 歳～70 歳が 4 名（33.3%）、41～50 歳が 3 名（25%）という構成となっている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 8）

3-9 専任教員の男女構成比率の配慮

専任教員の区分において、男性教員は 9 人、女性教員は 3 人であり、女性教員の比率は、25%である。

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

法科大学院における教育は、幅広い体系的知識と豊富な教育的経験を必要とするため、習熟した人材が必要であり、学内の法学部所属の有能な若手研究者について、2007 年度より継続的に、法科大学院の授業担当を依頼することなどを通して、法科大学院への移籍が可能な教育経験の蓄積に努めている。2014 年度末には 2 名の研究者教員が定年退職し、1 名の 60 代の研究者教員が他大学へ移籍のため退職した。2016 年度末には研究者教員と実務家教員の 2 名が定年退職した。2015 年度には商法担当の 40 代教員を法科大学院へ移籍したが、2016 年度末で他大学への移籍のため退職した。2017 年度、教員の定年退職に伴い、法学部から民法担当の 40 代若手教員の移籍を実現するとともに、刑事訴訟法担当の教員と実務家教員（みなし専任）を採用した。本法科大学院は専任教員 12 名の小規模な組織であるため、学内の法学部専任教員に研究科委員会の会議にオブザーバー参加してもらうことなどを通して包括的な情報交換を行い、法学部専任教員の協力・連携によって、教育機関としての質的充実を図っている。具体的には、教学関係（開講科目の選定等）、入試業務（入試問題の作成、入試の運営等）、研究会（南山学会、法学会主催の研究会の実施）等、多方面において相互協力的な人的体制を講じることで、専任教員の後継者の養成も図っている。

3-11 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用

全学共通の規程として「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委

員会規程」及び「南山大学教育職員資格審査委員会内規」を制定している。「南山大学教育職員選考規程」は、候補者の最低要件を規定したものであって、各組織では、内規によりこれを上回る要件を課すことができる。本法科大学院では、2014年度に、本法科大学院固有の基準及び手続きを定めた「法務研究科『教員評価』に関する内規」（2015年4月1日施行）及び「法務研究科『実務家教員評価』に関する内規」（2014年4月1日施行）を制定した。（根拠・参照資料：南山大学教育職員選考規程、南山大学教育職員資格審査委員会規程、南山大学教育職員資格審査委員会内規、法務研究科「教員評価」に関する内規、法務研究科「実務家教員評価」に関する内規）

その適切な運用については、全学共通の規程である「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会内規」を準用し、「法務研究科『教員評価』に関する内規」及び「法務研究科『実務家教員評価』に関する内規」を適用し、これらに則って運用している。（根拠・参照資料：南山大学教育職員選考規程、南山大学教育職員資格審査委員会規程、南山大学教育職員資格審査委員会内規、法務研究科「教員評価」に関する内規、法務研究科「実務家教員評価」に関する内規）

3-12 専任教員の教育・研究活動・組織内運営等への貢献及び社会への貢献を適切に評価する仕組みの整備

春学期、秋学期のいずれについても、法科大学院開講の全科目について、大学で実施しているものとは別に、独自の評価項目編成のもとに「学生による授業評価」アンケートを実施し、各教員の教育方法・効果の点検・評価（アンケート結果に対して報告書を作成し、これを研究科委員会に提出し、院生に開示する）を行い、教育活動の充実を図っている。

専任教員の研究・教育・社会貢献活動については、毎年、研究活動状況、教育活動状況、社会貢献活動等の成果を各教員が大学に報告し、その結果を冊子及び大学 Web ページ上で公開している。さらに、法学部の専任教員を含め、法学部・法務研究科内で3年ごとに教育・研究活動報告書を作成し、研究成果、教育成果、社会貢献活動、組織内運営への貢献等の詳細について、教授会及び研究科委員会で開示している。（根拠・参考資料：南山大学研究業績システム（<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>）、「2015年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書」[2013年4月1日～2016年3月31日の活動が対象]）

[点検・評価（長所と問題点）]

3-1 専任教員数に関する法令上の基準

現在では、12名全員が法務研究科の専任教員であり法令上の基準を遵守している。なお、本法科大学院の専任教員枠は13人であり、法学部教員数との関係で現在1名欠員となっていることもあるので、適切な時期に欠員の補充を行うことが必要であろう。

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数

専任教員 12 名のすべてが教授であり、専任教員の半数以上は教授であるという要件を満たしている。

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

法科大学院設置時に審査を経た専任教員についてはもちろん、その後任用された専任教員についても、本学の教育職員任用基準に基づき、いずれも幅広い知識と経験豊かな、高度の教育指導力を備えているものとして、法科大学院の教育に携わっている。(根拠・参照資料：「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会内規」、「法務研究科『教員評価』に関する内規」、「法務研究科『実務家教員評価』に関する内規」)

3-4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数

文部科学省告示第 53 号第 2 条で必要とされる実務家教員数は、3 名であり、これを遵守している。また、実務家みなし教員についても、法令上認められる人数を遵守している。

3-5 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

適切に配置されており、特に問題はない。

3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

法律基本科目について、66.1% (必修科目) 及び 61.7 % (選択科目) を専任教員が担当している。80% 程度には達していないが、必修の法律基本科目については概ね 70% 程度となっており、専任の研究者教員数が 9 名と少ないため、専任教員の授業負担を考慮すれば、専任教員が適切に配置され問題はないと考える。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても、専任教員が適切に配置されているので、この点について問題はない。

3-7 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても適切に行われている。実務家 3 名はいずれも実務経験が豊富で、教育への取組みも熱心であるため、学生の評価もきわめて高い。しかし、3 名とも、民事系の弁護士であるため、刑事実務については、元刑事裁判官、元検察官に授業の担当を依頼することで対応している。

3-8 専任教員の年齢構成

教育指導経験の豊かさを重視しつつ年齢も考慮に入れて人事を行っている。そのため、若干年齢構成が高めではあるが、50 歳代を中心として、60 歳代及び 40 歳代にわたり全体としてバランスのよい配置であり、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化の観点からは問題ないと考えるが、複数の 60 代教員が数年後に定年を迎える状況にあるので、40 代、50 代の教員の法科大学院へ移籍や採用人事が必要となる。

3-9 専任教員の男女構成比率の配慮

法学教育機関における女性教員の割合や近年の司法試験合格者における女性の割合が

25%付近にあること等を考えると、25%は決して低いものではない。ただ、男女共同参画社会の実現や、人口構成における男女比率を考えると、十分な人数であるかについては検討の余地はある。

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

学内の法学部所属の若手教員に法科大学院の講義を担当してもらい、その教育技能の習熟度を高め、法科大学院教員との相互交流（移籍）を進めているが、法科大学院の教育の質の低下を招くことがないように講義準備等に力を尽くすよう督励している。また、適宜、法学部と法科大学院との間で移籍を行い、法学部の質を維持しつつ、法科大学院の教員の充実を図っている。その結果、2015年度に40代の法学部専任教員（2016年度末に他大学への移籍により退職）、2017年度に40代の法学部専任教員を法科大学院に移籍し、40代の専任教員を採用したが、同時に50代前半の法科大学院教員が法学部に移籍した。

3-11 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用

全学共通の規程として「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」及び「南山大学教育職員資格審査委員会内規」を制定している。また、法科大学院独自の内規（「法務研究科『教員評価』に関する内規」及び「法務研究科『実務家教員評価』に関する内規」）を整備している。

その適切な運用について、「南山大学教育職員選考規程」の準用ならびに「法務研究科『教員評価』に関する内規」及び「法務研究科『実務家教員評価』に関する内規」を適用して、それらに則って、2016年度に2017年度に向けた移籍と採用の人事を行った。

3-12 専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する仕組みの整備

「学生による授業評価」アンケートの結果を踏まえて、日常的に、各教員の教育方法の改善が進み、教育活動の活発化を促すものとなっている。また、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献については、全学の教員の研究活動報告書が刊行されるので、法科大学院専任教員の研究状況が相対的に評価できることになっている。

[将来への取組み・まとめ]

3-1 専任教員数に関する法令上の基準

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数

1専攻に限った専任教員としての取り扱いについて、法科大学院設置後10年を経過し、現在では12名全員が法科大学院の専任教員でかつ教授であり、法学部との併任はすべて解消されている。ただ、複数の60代教員が定年を数年後に控えているので、後任人事に着手する必要がある。

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

高度な指導能力は、絶え間ない教育・研究活動の点検・評価によってはじめて維持され、かつ向上するものである。したがって、教員自身が常にレベル・アップを心がけるとともに、FD 研修会や教員相互の授業参観などを通じた指導能力向上を実践させたい。

3-4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数

専任の実務家教員は 3 名であるが、兼任教員に多くの実務家を任用し、理論と実務を架橋する教育指導を実践している。実務教育の一層の充実を図るためには、法律実務経験豊富で教育指導能力の高い実務家専任教員の任用を増やすことも検討に値する。

3-5 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

法令に従って配置されており問題はない。

3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

法律基本科目の各科目には、専任教員数を考慮すれば、専任教員が適切に配置されているが、専任教員数を増やすことを考えることも必要であろう。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているので、この点について問題はない。

3-7 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

また、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても適切に行われているが、裁判所及び検察庁からの教員派遣が中止されたので、元裁判官、元検察官、企業法務担当者等の法律実務経験の豊富で教育指導能力の高い人材の任用を今後も進める必要がある。

3-8 専任教員の年齢構成

60 歳以上の教員 4 名（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 8）については、いずれも数年後には定年退職を迎えるため、これに代わる優秀な人材の確保が急務である。不断に人事情報を収集・分析して、レベルの高い教育を維持し、かつ向上させるための人事計画を進めている。

3-9 専任教員の男女構成比率の配慮

人口構成における男女比率や男女共同参画社会の実現を推進する社会状況において、今後、女性教員の割合を増やす試みは必要であると考えられる。法科大学院へ移籍の可能性がある法学部人事において、女性教員も候補者として多数挙がっており、今後、相応な人材を任用するよう努めたい。

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

全国的にみても法学系全体が研究者不足であるため、優秀な若手の人材確保は困難な状況であるが、情報収集等、不断の任用努力に努めている。なお、将来的には、本法科大学院を修了した者が、法曹としてだけでなく将来的に実務家教員等として法科大学院で活躍できるよう育成していくという観点も必要である。

3-11 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用

法科大学院独自の基準を明記した内規を整備し対応をしたので現状では問題はないと考えるが、将来的には、内規ではなく独自の規程を設けることも検討する余地はある。

3-12 専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する仕組みの整備

現在、全学的な制度を前提としたうえで、各学部・研究科において独自の評価方法・基準が制定されている。本法科大学院においても、法学部との連携のもとに、教育・研究活動を評価する制度を導入し、2013年から2015年度の実績に対する評価報告書を作成したところである。今後は、法科大学院独自の取り組みとすることの是非を含め、一層の整備を図っていきたい。(根拠・参考資料：「2015年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書」)

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

受け入れ方針については、本法科大学院は「人間の尊厳のために」を教育モットーとする南山学園の設置する法曹養成に特化した専門職大学院であることから、「人間の尊厳」を基本とする社会的使命感・倫理観を有する、社会に貢献できる法律家を養成するため高度の法学専門教育を行うものである。したがって、入学者選抜にあたっては、このような観点から、変転する社会情勢の動向に鋭敏で強い関心を持ち、現代社会における人権や自由のあり方を真剣に考える志願者を広く求め、選抜の公平性を確保し広く門戸を広げ、多様な経歴と実績を有する人材を求めている。

4-2 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表

一般入学試験の選抜方法・手続について、標準修業コースについては、法科大学院統一適性試験の結果（得点）、面接・自己評価書の評価、及び小論文によって判定する。法学既修者コースについては、法科大学院統一適性試験の結果（得点）、面接・自己評価書の評価、及び法律科目試験によって判定する。法律科目試験の内容は、民法（配点 200 点）、憲法（100 点）、商法（100 点）、刑法（100 点）である。なお、法学検定試験・法学既修者試験等の法律資格試験結果については、法学既修者コースの志願者のみについて評価することとし、標準修業コースの志願者の評価には加えていない。（根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院一般入学試験所定用紙④」）

近年、募集停止や廃止される法科大学院が増加していることから、他の法科大学院から本法科大学院への転入学を求める学生にも配慮する目的で、2018 年度入試から、新たに、転入学試験を実施することとした。転入学試験の選抜方法・手続については、出願資格は他大学の法科大学院に休学期間を除いて 1 年以上在籍している者または試験実施年度 3 月末までに休学期間を除いて 1 年以上在籍見込みの者で所定の単位を修得または修得見込みの者である。面接及び法律科目試験によって判定する。法律科目試験の内容は、民法（配点 200 点）、憲法（100 点）、商法（100 点）、刑法（100 点）である。C 日程と同一日程で実施する。

標準修業コースと法学既修者コースの募集人員については、とくに枠を設けているわけではない。転入学試験の募集人員は若干名である。

これらは、法科大学院 Web ページ、パンフレット及び入学試験要項等にて、公表している。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」、「法科大学院 Web ページ入試概要（<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/nyushi/gaiyo.html>）」、「2018 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」）

4-3 学生の適確かつ客観的な受け入れ

出願者に均等に受験機会を与え、また、合否判定にあたり客観性を担保するため、判定資料には個人を特定する情報を一切記載せず、試験結果のみによる判定を実施してい

る。また、学部時代の成績評価を入学試験における「面接を含む自己評価書」の評価点に加えているが、その際、出身大学や出身学部を問わず同じ基準で評価している。なお、学内推薦のような方法をとることは、開放性の観点から相当でないとされているため、本法科大学院では採用していない。(ただし、本学出身者が本法科大学院に入学した場合、入学金が実質免除される扱いにはなっている。)(根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p. 11、「南山大学大学院入学者奨学金規程」)

4-4 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

法科大学院の入学資格を有する全ての志願者に対し、公平な受験機会を等しく確保している。また、資格を有しない者であっても、個別の入学資格審査手続により出願資格を付与し受験機会を与えている。個別の入学資格審査のための出願書類として「略歴書」によって通常の出願より約 1 ヶ月早く申請し、法務研究科入試管理委員会での審議によって出願資格が付与される仕組みとなっている。(根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p. 3、「法務研究科入試管理委員会規程」)過去の例として、2004 年度入試においては、個別審査ではないが、出願資格(4)「外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者」の該当者が存在し、初年度でもあったために法務研究科入試管理委員会で審議して受験資格を認めた。その後も、同様な該当者については、先例にしたがって受験資格を認めている。

4-5 入学者の適性の適確かつ客観的な評価

適性試験については、標準修業コース、法学既修者コースとも、適性試験第 1 部から第 3 部の得点を合格判定の一資料として適切に考慮している。なお、適性試験第 1 部から第 3 部の総合得点に入学最低基準を設け、総受験者の下位 15%以下の者は受け入れないことを明示している。また、過去においても、総受験者の下位 15%以下の成績の者を合格者としたことはない。(根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p. 5)

なお、2018 年度以降、適性試験が廃止されることから、適性試験に替わる本法科大学院独自の入試制度については現在検討中であるが、小論文試験、面接試験、書類審査を通じて、適性を判断することを考えている。具体的には、小論文は基本的には従来通りの形式とし、面接試験では一定の問題に対する質疑応答を課し、それによって、分析力、論理性などを図ることを考えている。

4-6 法学既修者の認定基準・方法及びその公表

本法科大学院では、法学既修者コースの希望者には、法律科目試験を実施している。法律科目試験の内容は、民法(配点 200 点)、憲法(100 点)、商法(100 点)、刑法(100 点)であり、すべての科目について論述問題の形式をとっている。すべての科目について点数化して、500 点満点中、総合点 300 点以上、4 科目それぞれ 40%以上の得点であることを合格の目安としている。認定基準については、これを公表している。法律科目試

験の合格者について、適性試験の評価と面接を含む評価書の評価を総合して法学既修者コースの合格を判定し、法学既修者コース合格者に対して、未修 1 年次の民法、憲法、刑法、商法の 30 単位を認定している。（根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」p. 5）

4-7 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係

本法科大学院では、競争性を確保しつつ入学定員を充足するために、毎年、入学試験制度を改革している。2018 年度入学試験は、A 日程～C 日程で行っている。

標準修業コースの試験の配点は、以下のとおりである。

	適性試験 第 1 部～第 3 部	面接を含む評価書	小論文 (A 日程については 適性試験第 4 部)
A 日程試験	50 点	150 点	100 点
B 日程試験	50 点	100 点	150 点
C 日程試験	30 点	150 点	120 点

また、法学既修者コースの試験の配点は、以下のとおりである。

	適性試験 第 1 部～第 3 部	面接を含む評価書	法律科目試験
A 日程試験	50 点	150 点	500 点
B 日程試験	50 点	150 点	500 点
C 日程試験	50 点	150 点	500 点

受験生は、適性試験の各自の成績を考慮して出願することができ、またどの日程にも出願することも可能である。受験生の選択の幅を広げ、法科大学院として、より競争性を確保したいと考えている。標準修業コースについては、各日程において配点に差を設け、受験者の適性に応じた出願ができるようにしている。A 日程では面接を含む評価書を重視している。B 日程では本法科大学院が作成する小論文の得点評価を重視している。C 日程では面接を含む評価書と法科大学院が作成する小論文の得点評価を重視している。法学既修者コースについては、法律科目試験の得点が重視されることから、すべての日程を同一の基準で判断している。なお、受験生の経済的負担を考慮して、受験料も司法試験予備試験と同額（5000 円）とし、1 回分の受験料で A、B の両日程の試験を同時に出願し受験することを認めている。（根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験

要項（法務研究科）」 p. 2、p. 8)

また、2018 年度入試から、転入学試験を新たに導入した。転入学試験の配点は以下の通りである。

法律科目試験 500 点 (民法 200 点 憲法 100 点 刑法 100 点 商法 100 点)	面接を含む評価書 100 点
--	----------------

転入学試験の可否は、法律科目試験については、総得点 300 点以上で、4 科目がそれぞれ 40%以上の得点であることを合格の目安とし、面接を含む評価書の点数と法律科目試験の得点の総合得点によって判断する。(根拠・参照資料：「2018 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」 p. 14)

4-8 公平な入学者選抜

公平な入学者選抜について、本法科大学院では、推薦枠等の優先枠は設けていない。また、それぞれの試験で研究科委員会の議を経て決められた別々の試験の担当者が採点し、それを集計し、合否判定にあたっては、各コースとも総合得点を判定の基準としている。判定資料には、個人を特定する情報を一切記載せず、試験結果のみによる判定を実施することで、公平性を担保している。また、大学在籍中の成績を入学試験における評価に加える際にも、出身大学及び出身学部を問わず同じ基準で評価しており、公平性に配慮している。

4-9 入学者選抜における競争性の確保

全国的に法科大学院受験者数が大幅に減少し、司法試験予備試験が導入されたことで予備試験受験者が増加する状況で、本法科大学院は、厳しい状況にある。愛知県では本法科大学院を含めて法科大学院は 3 校存在することや、中部地方は、大規模な法科大学院が多数存在する関東、関西の両地域へのアクセスが容易であり、これらの法科大学院と競合関係にある本法科大学院は、入学試験の受験者も減少傾向にある。従って、入学定員を確保しようとするれば、多くの合格者を発表せざるを得ない状況にある。競争性確保の基準について競争倍率が 2 倍以上であるという客観的な指標によるとすれば、競争性は確保できていない。2013 年度入試では競争倍率 2 倍、2014 年度入試では競争倍率 2.07 倍と競争倍率 2 倍以上を確保したが、2015 年度入試では競争倍率 1.83 倍、2016 年度入試では競争倍率 1.7 倍、2017 年度入試では競争倍率 1.53 倍と、競争倍率 2 倍以上を確保できていない状況が続いている。(根拠・参照資料：南山大学法科大学院 web ページ「過去の入試状況」、法科大学院統一適性試験管理委員会 web サイト、法務省 web サイト「司法試験予備試験の結果について」)

4-10 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

専門職大学院設置基準第 19 条に則して、現代社会における多種多様なニーズに応える法曹養成が必要であるとの観点から、法学部学生・卒業生だけでなく、他学部学生・卒業生や社会人などの多様なバックグラウンドを有する志願者を広く受け入れるために、

入学試験の出願書類のひとつとして「自己評価書」を採用している。この「自己評価書」には、大学等における学業成績、法律関係その他の専門職資格（証明書）、TOEIC、TOEFL等の試験成績、ボランティア活動等の社会的活動等を記載させ、専門性ある職業に就いていたことや専門的な資格を有している場合には、それぞれを評価点数化して、入学試験の合否判定を行っている。（根拠・参照資料：「2018年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」p.7）

4-11 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

社会人（大学卒業後2年を経過した者）、非法学部出身者については、入学者選抜に際して、提出を求める「自己評価書」により、多様な経歴、業績を有する志願者を広く受け入れる機会を確保している。ただ、最近の受験者の動向をみると、法学部卒業直後に法科大学院へ進学する者が多く（2017年法科大学院統一適性試験の結果では、有資格者の79%が法律の学士号をもつものである。根拠・参照資料：2017年法科大学院統一適性試験実施結果）、法科大学院制度開始直後のように社会人経験者の受験者は大幅に減少しているため、2016年度と2017年度を除いて、入学者に占める非法学部出身者と社会人の割合は2割を充たしていない。「合格者の概要」として、その選抜状況を法科大学院Webページ上に公表している。なお、「実務等の経験を有する者」とは、職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、をいう。

年度	2013	2014	2015	2016	2017
入学者数	14	6	7	9	7
非法学課程出身数(%)	2(14)	0(0)	0(0)	0(0)	3(43)
実務等の経験を有する者(%)	1(7)	0(0)	0(0)	3(33)	0(0)

*入学者に占める割合については、「法科大学院基礎データ」表14参照。

4-12 障がいのある者への適正な配慮

入学試験要項に、特別な対応が必要な場合には事前に申し出るよう記載し、配慮している。障がい者等本人からの申し出を受け、障がいの状況に応じて、「試験時間の延長」「別室受験」「点訳」など、組織として障がい者対応を実施している。過去の入試では、特別な配慮をした事例として、別室受験を行い、試験時間を延長し、試験問題を点字化し点字で回答を書くことを認めた事例（2004年度入試）、身体的な障がいを考慮して別室受験を行った事例（2008年度入試）がある。（根拠・参照資料：「2018年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」p.8）また、2016年度には、発達障がい等をもつ学生が入学し、障がいへの対応の要望を申し出たことから、指導教員と緊密に連携し、授業

担当者が適切な対応をとることができるようにするため、研究科委員会で情報を共有し対応にあたった。

4-13 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

2013年度からの推移は次のとおりである。

年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
入学定員	40名	30名	30名	20名	20名
合格者数	29名	14名	23名	20名	17名
入学者数	14名	6名	7名	9名	7名
定員充足率	35%	20%	23%	45%	35%
収容定員	120名	110名	100名	80名	70名
在籍学生数	74名	56名	27名	27名	23名
収容定員率	61.7%	50.9%	27%	33.8%	32.9%

2013年度は定員40名であったが、法科大学院受験者の減少に伴い、定員充足率を確保するために、それ以降、毎年定員の見直しを検討し、定員を削減した。2014年度・2015年度は定員30名、2016年度以降は定員を20名とした。ただ、入学者数は、2013年度14名、2014年度6名、2015年度7名、2016年度9名、2017年度7名となっており、入学者数10名を確保できていない。

収容定員に対する在籍学生比率は、2013年度61.7%、2014年度50.9%、2015年度27%、2016年度33.8%、2017年度32.9%、となっている。

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応

入学者数を確保するために、入学試験成績に基づく奨学金を充実することによって留まり率を良くしようと努力している。入学試験の検定料についても減額を図り、学生が受験しやすい環境を整備している。また、2018年度入試から転入学試験を導入したことも、定員確保に向けた一方策である。

在籍者に対してはきめ細やかな指導・対応を行っている。休学および退学を申請する際には、事前に指導教員への相談が必要である。本法科大学院は小規模であるために、日頃から授業欠席の多い学生や学業成績が不振な学生については、科目担当者から指導教員に連絡をして、指導教員が面談することにより個別指導を行っている。また、研究科委員会においても、「気になる学生」について情報を交換・共有して、適宜指導教員による指導を要請している。

4-15 責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施

法科大学院内に設置している「法務研究科入試管理委員会」が、法務研究科長の管理の下、入試関係業務に携わっている。大学全体の組織としては、大学院入学者選考に関する事項を審議・決定する「大学院入試委員会」、大学院入試の実施に必要な諸般の準備及び実行に関する一般事務を所管する「大学院入試運営委員会」が設置されている。法務研究科長が前者の委員、専攻主任（法務研究科入試管理委員会幹事）及び法務研究科

選出委員（法務研究科入試管理委員会委員）が後者の委員となり、相互に連携できる体制となっており、全学の大学院の入学試験の一部として、法科大学院の入学試験が実施されている。また、事務部門においては学務部長の下、入試課大学院入試係により、法科大学院と連携をはかりつつ業務を実施している。（根拠・参照資料：「南山大学大学院入学者選考規程」、「法務研究科入試管理委員会規程」）

[点検・評価（長所と問題点）]

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

学生の受け入れ方針の設定及びその公表は適切に行われており、問題はない。

4-2 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表

多様なバックグラウンドを持ち本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を基本とする倫理観を身に付けた法曹となりうる素養を備えた人材を受け入れるために、法務研究科入試管理委員会の委員は、志望理由書を含む自己評価書のすべてに目を通し、明文化した評価基準にしたがってこれを点数化している。また、面接試験についても、その評価を点数化している。受験生1名の面接に当たる教員数は3名にして（2008年度入学試験から現在に至る）、また平均20分の面接を行うことにより、客観的に判断できるように工夫をしている。なお、面接に当たる教員は必ず受験生に対して面接に先立って自己の氏名を明らかにしている。

4-3 学生の適確かつ客観的な受け入れ

学生の受け入れについては、適確かつ客観的に行われており、問題はない。

4-4 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

公正な機会が確保されており、問題はない。

4-5 入学者の適性の適確かつ客観的な評価

適性試験第1部から第3部の総合得点に入学最低基準を設け、総受験者の下位15%以下の者は受け入れないことを明示し、これまでも受け入れていないので、適性試験の結果を適切に評価している。

4-6 法学既修者の認定基準・方法及びその公表

法学既修者として入学した場合に免除される科目すべてにおいて認定試験を実施していること、及び点数化して総合点でその資格があるか否かを判定している点において、厳格で公正な評価を実施しているといえる。

4-7 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係

配点基準の異なる複数の試験を実施することにより、受験生にとっては適性試験の成績や自己の能力に応じて出願することができるという利便性があり、かつ、他校との併願を含めた受験の機会を与えている。

4-8 公平な入学者選抜

公平な入学者選抜をしており問題はない。

4-9 入学者選抜における競争性の確保

法科大学院志願者が減少する中、入学試験における競争性の確保は客観的に困難な状況にある。合格者の歩留まり率を上げるために、合格者対象の説明会や導入講習を実施していることは評価できる。志願者を増やすという点では、学内やその他の法科大学院説明会だけではなく、独自に、愛知県内及び近隣の名古屋市立大学、静岡大学等において法科大学院入学説明会を開催し受験者の確保に向けて努力している。

4-10 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

志願者による「自己評価書」によって多様な経験や資格を考慮しており、現在まで、現役の税理士、主婦、サラリーマンからの転身等、多様な人材を確保するように努めている。ただ、この点について、近年、適性試験受験者を含めて法科大学院の受験生が学部を卒業して1年未満の者、または卒業見込の者となっており、多様な人材を確保するのは困難であると認識せざるを得ない。

4-11 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

実施状況については的確に公表しており問題はない。

4-12 障がいのある者への適正な配慮

大学として組織的に、かつ当該受験者の状況を確認した上で個別に対応するとともに、他の受験生との不平等が生じないように配慮した対応をしている。

4-13 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

2004年度からの蓄積されたデータと各年度の受験者の動向を踏まえ、適切に対応しようと努力している。しかしながら、受験者数の減少や歩留まり率などを考慮すれば、競争倍率2倍を維持することも困難な状況にある。また、ここ数年の入学者数は10名以下となっており、定員20名を確保することも難しい状況にある。その結果、収容定員率も2015年以降は50%以下となっており、その対応に苦慮している。

4-15 責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施

法務研究科入試管理委員会が中心となって、大学院全体の入学試験の一環として、法科大学院の入学試験を適正に管理・運営している。また、法科大学院としては小規模で教員数が少ないため、専任教員全員が、入試業務に従事し、その運営に関与している。

[将来への取組み・まとめ]

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

4-2 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表

今後も広く外部へ周知していくとともに、時代に即した公正な選抜方法等を、恒常的に検証していきたい。

4-3 学生の適確かつ客観的な受け入れ

4-4 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

4-5 適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価

今後もの確で適正な実施に努めていきたい。

4-6 法学既修者の認定基準・方法及びその公表

今後も認定基準・方法と認定基準の公表については的確に実施してゆく。

4-7 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係

3回の入学試験の実施は、法科大学院入学希望者の受験の機会を増やし、競争倍率を上げるためであるが、どの入試日程を選ぶのかによって、合格基準にばらつきが発生したり不公平が発生したりしないように、どの日程の入学試験によって、どのような学生が入学し、入学後の成績がどうなのかについて検討が必要と考えている。

4-9 入学者選抜における競争性の確保

客観的に困難な状況にあることを認識したうえで、競争性を確保するためにさらに検討を進めたい。

4-10 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

志願者に対し入学試験において、「自己評価書」を採用し、多様な経験や資格を考慮していることを、さらに詳しく法科大学院 Web ページや入学試験説明会等の機会を利用して周知広報することで、さらなる多様な人材確保に努めたい。

4-11 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

4-12 障がいのある者への適正な配慮

今後も適正に実施してゆく。

4-13 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

法科大学院受験者が全国的に減少しており、容易に回復が見込める状況ではないが、今後もデータ蓄積による、より適正な合格者数の発表及び入学者数の確保、そして在籍学生数の管理に尽力したい。現状では定員を20人としているので、今のところ、これ以上の定員削減は検討していない。

5 学生支援

[現状の説明]

5-1 心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施

本法科大学院は、指導教員制を採用しており、専任教員 1 名当たり各学年 2 名程度の学生を担当し、学業と生活の両面にわたる相談に対応する体制を整えている。また、法務研究科内の管理運営体制として、学生指導小委員会を置き、主任の委員である専任教員 1 名と、もう 1 名の専任教員との 2 名体制で、指導教員を経由して、または直接に、学生からの相談を受け付けている。

指導教員や学生指導小委員会という本法科大学院専任教員による対応が困難と判断される場合は、大学全体の組織として置かれている保健センター（2016 年度までは保健室。2017 年度より、保健センターとして組織の再編・拡充がなされている。）内の学生相談室を紹介し、または同相談室に同行する等して、専門のカウンセラーや教職員による相談・支援を受けられる体制を整えている。また、学生相談室では、カウンセラーによる相談に加え、精神科医による心の健康相談も受け付けている。このほか、保健センターには、毎年 3 月中旬から 4 月初旬にかけて行う定期健康診断や、学内でのケガや急に気分が悪くなった場合の応急処置、日常的に学生の健康管理を支援する健康相談も実施しており、専門機関として、学生の心身の全般にわたる相談・支援体制を整えている。

以上のような本法科大学院の学生が利用可能な相談・支援の体制については、入学時のガイダンスにおいて、その利用方法や窓口の所在地等の情報を説明している。（根拠・参照資料：「法務研究科学務委員会規程」「南山大学学生生活案内」p. 39）

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知

本法科大学院では、指導教員が、学生の在学期間の全体を通して、あらゆる相談に応じるほか、学生指導小委員会の担当教員も相談に応じている。また、学生からの教務上の事項に関する相談のようなケースでは、研究科長、専攻主任と教務担当教員が連携して対応する等、相談内容に応じた臨機応変な体制を考え、対処することも進めている。

学生が抱える問題のうち、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等のあらゆるハラスメントに関わる問題については、大学全体として、規程に基づき設置された南山大学ハラスメント問題対策委員会に相談窓口を一本化して、学生からの相談を受け付けている。同委員会が学生からの相談を受け付けた後の、被害者・加害者間の関係調整等の問題解決に至るまでの一連の手続については、学内外に広く公表されている「南山大学ハラスメントに関するガイドライン」に基づく対応がなされている。

南山大学におけるハラスメントに関する相談体制とその手続については、入学時のガイダンスにおいて、リーフレット「ハラスメント防止のために」、クリアファイル「STOP HARASSMENT」を配付して説明している。（根拠・参照資料：「南山大学ハラスメント問題

対策委員会規程」「南山大学ハラスメント問題対策委員会規程細則」「南山大学ハラスメントに関するガイドライン」「リーフレット」「クリアファイル」「南山大学学生生活案内」(p. 41)

5-3 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備

本法科大学院は、2種類の給付奨学金制度を設けている。第1は、入学試験成績に基づき給付する奨学金であり、第2は、学業成績に基づき給付する奨学金であり、いずれも、所定の基準を満たす成績優秀者を対象として、支給するものである。

(1) 入学試験成績に基づく給付奨学金

法学既修者コース 入学試験	A～C日程	成績優秀者上位50%までの入学者 (合格者1名の場合は採用人数1名)	100万円
標準修業コース 入学試験	A日程	成績優秀者上位25%までの入学者	100万円
	B、C日程	成績優秀者上位50%までの入学者 (合格者1名の場合は採用人数1名)	50万円

(2) 学業成績に基づく給付奨学金

各年度成績優秀者上位20%までの者	50万円
各年度成績優秀者上位20%から40%までの者	30万円

入学試験成績に基づき支給する奨学金は、A・B・Cの全入試日程における成績上位の入学者を対象に支給しており、法学既修者については、各日程とも成績優秀者上位50%までの入学者に100万円を支給し、標準修業コースについては、A日程においては成績優秀者上位25%までの入学者に100万円を、B・C日程においては成績優秀者上位50%までの入学者に50万円を、それぞれ支給している。また、このような成績優秀者が上位何%以上の者であるかを基準とする場合、合格者が1名である場合のように母数が極端に少ない場合は選考が困難となり、成績優秀者の入学後の学業達成を支援するという本奨学金の趣旨を貫徹し得ないこととなる点に鑑み、2017年度入試より、成績優秀者上位50%までの入学者を基準とする奨学金については、合格者1名の場合には採用人数を1名とするよう改正し、現在に至っている。一方、学業成績に基づき支給する奨学金は、各学年の成績優秀者に対する奨学金であり、学年末成績の上位20%以内の者に50万円を、上位20%を下回り40%以上の者に30万円を支給して、その学業達成を支援している。いずれの奨学金についても、規程に基づき置かれる法務研究科奨学生推薦委員会の推薦に基づき、研究科委員会での議を経て、学生部長を経由して学長が決定する手続によって対象者を決定しており、適正かつ公正な選考が行われている。

このほか、本法科大学院の独自の奨学金制度として、貸与型の奨学金制度も設けている。これは、日本学生支援機構の奨学生に採用されなかった者を対象として、年額30万円、50万円、100万円のうちから希望する額を大学が無利子で貸与するものであり、毎年度申請が可能である。

本法科大学院では、これらの奨学金制度について、入学前の段階では入学試験要項や

本法科大学院 Web サイトにおいて周知しており、また、入学後の段階では、新入生向けに実施するガイダンスにおいて、奨学金に関する規程を掲載した学生便覧を配付して説明している。(根拠・参照資料：「南山大学大学院法務研究科奨学金給付規程」、「南山大学大学院法務研究科奨学金貸与規程」、「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.19)

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備

障がいのある者への配慮については、全学的な体制として、2000 年度から副学長（教学担当）の下に「障がい者サポートプロジェクトチーム」を設置して対応する体制が整っており、本法科大学院が独自に組織を置いて対処することはしていない。全学的な配慮の具体的な進め方としては、障がいのある者が入学した場合に、本人からの要望に基づいて支援すべき内容を決定し、当該学生に対して行うべきサポートの具体的な内容を、当該学生の所属学部・学科・研究科・専攻教員や履修科目担当教員等の各構成員に周知することにより、日常的なサポートを開始し、実行している。

本法科大学院では、現在までに、配慮を必要とする学生が入学したことがあり、修了者を輩出した実績もある。身体に障がいがある学生への対応に関しては、すでにエレベーターやトイレについては障がい者対応の設備が整っているが、これらの設備だけでは当該学生の学生生活が円滑に進まない場合には、本人の意向を聴きつつ、研究科委員会での議を経て具体的な対応を進めている。本法科大学院では、身体障がいのほか、発達障がい等の多様な障がいを抱えた者が入学したケースもあり、このような場合には、授業で教員が行う説明の仕方や、院生研究室の席の配置等の環境面での配慮等の具体的な配慮について学生が抱える障がいの態様やニーズに応じた柔軟なサポートをした。また、2015 年度末には、障がいのある入学予定者について、入学後の学習に円滑に取り組める体制を整えるべく、研究科委員会に精神科医である保健室長を招いて専門的立場からの助言をいただきつつ懇談を行い、2016 年度には、法務研究科のファカルティ・デベロップメント (FD) 委員会による FD 研修会も開催し、障がいのある学生への対応をテーマに、各教員の経験に基づく情報共有や対応スキルの向上のための機会とした。(根拠・参照資料：「2015 年度法務研究科委員会 (第 20 回) 記録〔2016 年 3 月 3 日開催〕」、「2016 年度 FD 研修会 (第 1 回) 報告書〔2016 年 8 月 24 日開催〕」)

5-5 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

本法科大学院は、小規模であるという特性を生かし、指導教員によるきめ細かな相談・支援体制を在学期間の全体を通して実現している。また、研究科委員会では、毎回の議題として「学生情報について」を掲げ、指導教員や授業担当教員から、その時々の子の様子について個別具体的な情報を保有している教員からの発言を求め、研究科全体での情報共有を図っている。そこでは、特定の学生が授業を休みがちになっているといった情報や、休学期間を経て復学した学生が再び授業を休みがちになっているといった情報等が寄せられ、これを契機として指導教員が当該学生との面談を行う等、学生が抱える多様な就学上の問題に対し、迅速かつきめ細やかに対処する体制を整えている。また、

このような機会が日常的に整っているため、教員は、学業不振の学生や、進路変更を検討中の学生に関する情報を得やすく、休学・退学を視野に入れた時宜に適った指導が可能となっている。

また、休学・退学を希望する学生が生じた場合には、大学全体として、指導教員の面談を経た後でなければ当該学生は学生課から休・退学願の申請書類の交付を受けることができず、休・退学願の提出には指導教員の署名・押印が必須とされていることから、提出前には指導教員と当該学生との面談が行われ、当該学生の状況把握が可能な仕組みとなっている。(根拠・参照資料：「学生生活案内」 p.24 「2017 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」 p.36)

5-6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

進路に関する相談は、日常的に指導教員が行うほか、決められた期日にアドバイザーの弁護士が対応する体制を整えている。アドバイザーは、男女計 9 名の弁護士が担当しており、学生からの一般的な相談に応じている。各アドバイザーは、あらかじめ学生に期日を周知した上で、当該期日に法科大学院棟に設けられたアドバイザールームに待機し、来訪した学生からの相談に応じている。アドバイザーを担当する弁護士の氏名や相談内容に関するスケジュールは、あらかじめ LearningSyllabus に掲示して周知している。

また、法曹以外のキャリアへ進む学生への対応として、2017 年度には、名古屋地区の法科大学院在学学生と修了生を対象とした企画として、名古屋高等裁判所人事課に依頼して裁判所職員による裁判所業務説明会を本法科大学院で企画し実施した。また、法曹以外の進路に関する一般的な相談窓口としては、大学全体の就職支援担当部署であるキャリア支援室も、利用可能である。

修了生の進路の把握については、法曹となった者については十分に把握されているが、法曹以外のキャリアに進んだ者については情報収集に努めているものの、部分的に把握されているにとどまる。(根拠・参照資料：「2017 年度アドバイザー実施予定」、「裁判所業務説明会 (2017 年 9 月 14 日開催) 案内」)

[点検・評価 (長所と問題点)]

5-1 心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知

心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制として、指導教員、学生指導小委員会、保健センターにおける学生相談室および精神保健相談等、重層的な相談・支援の場が用意されており、また、ハラスメントの相談体制についても全学的に多様なハラスメントに対処する体制が整っていることから、学生生活の面でのメンタルヘルスケアや人間関係に起因する心理的問題への対処に関しては、十分な対応ができていると評価できる。

5-3 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備

法科大学院独自の制度として給付型奨学金があり、その周知がされ、毎年度、着実に運用がなされており、学生への経済的支援のために十分な対応がされていると評価できる。また、入試成績優秀者を対象とした奨学金について、入学者が1名の場合にも支給できるよう制度改正がされ、経済的支援の拡充が図られた点も評価できる。

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備

障がいのある者を受け入れる体制が全学的に整っており、体制の整備についてはおおむね対応できていると評価できる。

しかし、学生が抱える障がいには多様性があり、中には、時々刻々と変化する学生の心身の状態に左右されることがあり、あらかじめ「障がい学生サポートプロジェクトチーム」が想定したサポート内容に従い対処するのみでは当該学生の学生生活が円滑に行われないケースも生じることがあった。このような場合には、研究科内での臨機応変な対応が求められる一方、研究科と「障がい学生サポートプロジェクトチーム」との連携や役割分担のあり方という観点から見ると必ずしも万全の体制が整えられたとは言えない面もある。

5-5 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

小規模な大学院としての利点を生かし、何らかの問題を抱えていると思われる学生の個別具体的な状況の把握を日常的に行う体制が整っており、また、実際に休・退学の手続をとる学生についても、指導教員と全学の学生課とが連携して手続を進める体制が整っていることから、就学上の困難を抱えた学生への対応が十分なされていると評価できる。

一方、上述のように個々の学生の状況把握と当該学生への指導は適切になされているが、例年、休・退学者が複数名生じる状況が続いており、入学者数が低迷する中で、一学年当たりの在学生在が年度を経るにつれ減少する傾向が避け難くなっている。

5-6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

法曹を目指す学生にとって、9名の弁護士によるアドバイザーが相談に応じる体制が整えられていることは、充実した相談・支援体制となっていると評価できる。

一方、あらかじめ指定した期日にアドバイザーが待機していても、相談者なし、という期日もしばしばあり、本法科大学院が用意した相談・支援体制が十分に生かされていない現状もある。

また近年、法科大学院修了生が法曹以外のキャリアへ進むケースが増えており、社会的にも官・民にわたりそのような進路が開かれつつある中、このような進路希望を持つ学生への相談・支援体制を整える必要があるが、2017年度に実施した裁判所業務説明会のような散発的な取り組みに留まっている。

[将来への取り組み・まとめ]

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備

身体障がいのように心身の状態が比較的安定し固定している場合には、全学的な「障がい学生サポートチーム」による学生生活の入り口段階でのサポート内容の具体化は有効に機能するが、このような対応では十全な対処ができない障がいもあり、このような場合も視野に入れ、全学的な「障がい学生サポートチーム」と研究科との連携・役割分担の課題について検討し、改善を図ることが求められる。

5-5 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

休・退学の原因は、大別して、メンタル不調のケースと進路変更の検討をするケースの二つである。前者については、すでに対応を進めている学生の心身の健康を保持・増進するための日常的な相談・支援を継続していくこととなるが、後者については、法曹以外のキャリアを考える学生への支援の整備・充実を図ることが、このような学生への適切な対処法となりうるため、今後そのような支援体制を整えることが求められる。

5-6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

アドバイザーによる相談の機会を活発に利用しない学生の状況を把握し、学生への積極的な周知を進めるとともに、学生の利用を促す工夫が求められる。

法曹以外のキャリアを目指す学生への支援について、恒常的な取り組みを行う体制の整備に向けて努力する必要がある。また、これと併せて、法曹以外のキャリアに進んだ修了生の情報把握について、さらなる努力が求められる。

6 教育研究等環境

[現状の説明]

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

以下の施設・設備を整えている。80名教室4室、40名教室4室、模擬法廷教室1室、学生自習室（学生共同研究室）13室（最大191名収容。各学生に専用キャレルを備え、電源・ネットワークに接続できる情報コンセント。各室にロッカー、PC1台・プリンター2台設置）、法曹実務教育研究センター、法科大学院図書室（287.9㎡ 座席数20、コピー機4台、PC5台）、アドバイザー・ルーム（法曹実務教育研究センターに併設。48.6㎡）、学生ラウンジ・カフェテリア（74.27㎡ 約50席、自動販売機設置）。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表19）

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保

学生自習室および法科大学院図書室があり、平日、土・日曜日のいずれも8時～23時まで利用することができる。学生自習室として15名収容の研究室が13室あり、法科大学院の全学生が利用可能である。学生自習室の各室には、学生が勉学に専念できるように、学生1人1人に専用のキャレル（電源・ネットワークに接続できる情報コンセント）を配置し、PC1台・プリンターを2台ずつ設置している。また、法科大学院図書室には、座席数20席、コピー機4台、PC5台が設置されている。（根拠・参照資料：「A棟利用の手引き2017」p.5～7）

6-3 障がいのある者のための施設・設備の整備

一般公道から法科大学院棟へのアクセス道がスロープ化されているほか、法科大学院棟入口は自動ドアであり、内部には身体障がい者用エレベーターが2機、身体障がい者専用トイレが1階と5階に設置されている。また、各教室には可動式の座席が設置されており、車椅子による聴講に備えている。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

6-5 教育研究に資する人的支援体制の適切な整備

大学全体に、学内Local Area Networkが整備されており、ネットワーク上で自学・自習するほか、教員・学生間、学生間のコミュニケーションができるシステムが構築され、活発に利用されている。また、ネットワークの維持・管理体制については、専門職員1名（業務委託職員）を法科大学院事務室に配置し、全学的にネットワークを維持・管理している情報センター事務室と連携することで、これを実現している。新入生に対しては、利用の手引きを配付し、利用環境・システムの利用方法のガイダンスを実施するとともに、利用者相談窓口を法科大学院事務室に設置し、利用者サポートならびにさらなる利活用を支援している。またノート型PCの貸出も行っている。（根拠・参照資料：「学内情報ネットワークシステム（AXIA）利用ガイドライン」、「南山大学大学院法務研究科A棟情報ネットワークシステム利用内規」、「南山大学大学院法務研究科A棟パソコンPC貸出内規」）

6-6 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

法科大学院棟内にある法科大学院図書室において、図書整備小委員が計画的に蔵書の拡充に努めており、現在、以下のものを所蔵しているほか、同一キャンパス内に名古屋キャンパス図書館（図書・約75万冊、雑誌・約1万6,500種類収蔵）がある。図書の選定については、各専門分野の出版事情や学術書の評価に精通した各教員に委ね、予算配分につき、図書整備小委員が調整している。なお、学生が希望する図書を適宜購入し、学生のニーズにも配慮している。

- ・所蔵図書数 18,926冊
- ・購入雑誌（バックナンバーを含む）57種類
- ・DVD 2点（BGHSt、Recueil Dalloz）

また、学生および教員は、自己のIDからオンライン・データサービス、すなわち、TKCローライブラリー、LLI統合型法律情報システムおよび第一法規に、学内と学外の両方のネットワークから接続することが可能であり、同時アクセスの制限がないので、時間帯や場所の制約なく自由にアクセスできる。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表20）

6-7 図書館の開館時間

法科大学院棟内にある法科大学院図書室の利用時間は8時～23時まで、原則として年末年始（12月29日～1月3日）以外は利用可能である。また、同一キャンパス内にある名古屋キャンパス図書館の開館時間は、授業・試験期間中の平日が9時～22時15分まで、土曜日が9時～20時まで、日曜日が9時～17時までであり、授業・試験期間以外の平日・土曜日が9時～20時までである。（根拠・参照資料：「A棟利用の手引き2017」p.5～7、「南山大学名古屋図書館利用案内」）

6-8 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

専任教職員と同様に、学生は、国内外の他大学から資料を南山大学図書館OPACの「ILL複写依頼」「ILL貸借依頼」から文献複写・相互貸借をすることができる。法科大学院間の交流協定によるものの他、大学図書館のコンソーシアム相互利用制度や外国法もカバーするデータベースが利用可能であり整備されている。

6-9 専任教員の授業担当時間の適切性

法科大学院基礎データ表9のとおり、専任教員の授業担当時間の平均は、専任教員（教授）8.4、専任（実務家）教員（教授）4.6、みなし専任教員（教授）3.0であり、すべてが10授業時間内のものになっている。（1授業時間：90分）。専任教員全体で見ると、最長は9.6、最短は7.5となっている。

6-10 各専任教員に対する個別研究室の用意

すべての専任教員に対し十分な配慮がなされている。日当たり、騒音等の外的環境や設備、照明、内装等の内的環境のいずれに関する苦情もなく、清潔な研究環境が維持されている。また、週1度、清掃員による室内清掃が行われ、清潔な環境維持が図られて

いる。なお、「南山大学研究室規程」には、教授は1室1名、准教授以下は1室2名、余裕がある場合のみ1室1名とする旨、研究室割当原則が明示されているが、現実には、准教授以下も含めて、全専任教員について1室1名が実現している。

6-11 教員の研究活動に必要な機会の保障

研究休暇の制度および海外留学（国内研究も含む）の制度がある。毎年1名程度が、研究休暇を取得するか、または海外留学をして長期研究の機会を確保している。研究休暇については、10年間の勤務につき1年間、5年間の場合には半年の休暇を保障している。海外留学についても、比較的若い教員が1年間（場合によっては1年半）海外の大学に留学している。また、3ヶ月程度の短期海外出張の制度を利用して、研究活動を行うことができる。研究休暇の利用実績は、2013年度0名、2014年度2名、2015年度2名、2016年度0名、2017年度0名である。（根拠・参照資料：「南山大学就業規則」「南山大学研究休暇規程」「南山大学留学規程」）

6-12 専任教員への個人研究費の適切な配分

教員個人の研究活動に直接的に要する諸経費に充てることのできる研究費の額は、35万円を基本とし、研究出張旅費15万円との間でいずれかに転用する金額のほか、個人図書購入費15万円、学部の裁量で個人への配分額が決定されるパツヘⅡ-A学部分配額、学部運営費からの転用額および前年度からの学部研究費繰越し額である。また、学内で募集する各種の研究助成制度等に応募する機会も均等に与えられている。（根拠・参照資料：「2017年度（平成29年度）研究費ハンドブック」p.2～3）

[点検・評価（長所と問題点）]

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

1学年定員20名（2016年から。設立時の定員50名から逡減。）の法科大学院としては質的・量的に整備されており、高く評価できる。授業評価アンケートにおいて同時に全般的な意見を募っている。施設・設備などの教育環境について不満があれば、個別の対応をとる体制である。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保

学生共同研究室および法科大学院図書室があり、その利用時間・勉学環境のいずれにおいても、高く評価できる。また、「全般的アンケート」によると、学生からも高い評価を得ている。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

本法科大学院の開設以来、学生の効率的な自学自習を支援するため、IT環境を整備してきたことにより、ITの利活用はかなり浸透しているが、教員や学生によって利用度に差がある。

6-6 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

図書整備小委員会による図書購入手続きの管理のもと、法科大学院図書室の蔵書数の

拡充に努めてきたため、前回の認証評価報告書作成時から 3 倍となり、オンライン・データサービスも、より利便性の高いものに切替え、学生および教員のニーズに応じている。

6-7 図書館の開館時間

法科大学院図書室および名古屋キャンパス図書館のいずれも十分確保されていると評価できる。

6-8 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

韓国・西江大学ロースクールおよび韓国・韓南大学校との学術交流協定に基づく教員間の学術交流が行われているが、専門職大学院としての性格上、現在のところ、国内の法科大学院間での学術情報・資料の相互利用の必要性は少ないと思われる。(根拠・参照資料：<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/joho/kokusai.html>)

6-10 各専任教員に対する個別研究室の用意

すべての専任教員に十分な配慮がなされている。また、日当たり、騒音等の外的環境や設備、照明、内装等の内的環境のいずれに関する苦情もなく、良好な研究環境が維持されている。なお、週 1 度清掃員による室内清掃が行われ、清潔な環境維持が図られている。なお、「南山大学研究室規程」に、教授は 1 室 1 名、准教授以下は 1 室 2 名、余裕がある場合のみ 1 室 1 名とする旨、研究室割当原則が明示されているが、現実には、准教授以下も含めて、全在籍研究者に 1 室 1 名が実現している。

[将来への取組み・まとめ]

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

学生による授業評価アンケートの実施などを通じて、継続して学生の意見・要望を把握し、点検・改善をしていく必要がある。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保

学生による授業評価アンケートなどによって学生の意見・要望を把握し、常時、良好な勉学環境の維持に努めていきたい。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

より多くの教員・学生が積極的に IT を利活用するように、FD 活動等を通じて啓発していきたい。

6-6 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

常時、点検していく方針である。

6-8 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

特に国外のロースクールとの交流に有用性があるように思われるので、本学法学部および本法科大学院が学術交流を重ねているいずれも韓国の韓南大学校および西江大学法科大学院との交流を、積極的に推進していく予定である。

7 管理運営

[現状の説明]

7-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

教育課程の編成、教務、学生指導、教員人事、学術研究の支援など法務研究科に関する幅広い事項につき、大学院学則第14条による研究科委員会規程に基づき、審議する権限を有しており、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる仕組みが確立されている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」「法務研究科委員会規程」)

7-2 管理運営に関する規程等の整備及びその運用

本法科大学院は、南山大学大学院学則に基づき管理運営を行っている。また、研究科委員会の下に、法務研究科入学試験管理委員会、法務研究科学務委員会、法務研究科FD委員会および法務研究科自己点検・評価委員会を設置、運営しており、各委員会には、それぞれの委員会規程を整備している。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」、「法務研究科入学試験管理委員会規程」、「法務研究科学務委員会規程」、「法務研究科ファカルティ・デベロップメント(FD)委員会規程」、「法務研究科自己点検・評価委員会規程」)
「学長が教授会および研究科委員会の意見を聴くことを必要とする事項」

7-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性

本法科大学院の長は法務研究科長であるが、その選出は、「法務研究科長候補者選挙規程」に基づき、公正・適切に選任手続きが行われている。研究科長候補者は、研究科委員会において選挙により選出され、大学評議会の承認を経て学長が推薦する候補者について、理事会の承認を得て、理事長がこれを任命している。(根拠・参照資料：「法務研究科長候補者選挙規程」、「南山大学管理職制」)

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

法学部とは、教学(カリキュラム編成、授業担当者配置等)および入試関係業務等において相互に密接に協力する関係にある。そのような協力関係を維持するため、研究科委員会には法学部専任教員が、また、法学部教授会には法科大学院専任教員がそれぞれオブザーバーとして出席し、相互に意思疎通を図るとともに情報の共有に努めている。(根拠・参照資料：教授会記録および法務研究科委員会記録)

7-5 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

本法科大学院の設置母体である南山学園は、本法科大学院が特色ある高度教育機関(専門職大学院)であることを重視して、財政基盤の確保について格別の配慮をしている。また、外部資金については、各教員が科研費等の獲得に努力している。(根拠・参照資料：南山大学ホームページ・教育・研究支援事務室)

7-6 事務組織の整備及び職員配置

法科大学院が専門職大学院であることに鑑み、学部・研究科事務を統括する学事課の下に法科大学院事務室を設置している。

具体的には、1名または2名の専任職員を配置し、法科大学院と附置する法曹実務教育

研究センターの事務を分担しているほか、図書室とシラバスシステム（自学自習用システム）の担当者には、それぞれの運用に必要な能力を持つ業務委託職員を配置している。また、法科大学院は法学部と緊密な連携のもとで運営されているが、事務組織においても事務室を共有しており、法学部事務室の専任嘱託職員を加えた 2 名または 3 名の緊密な連携と情報共有、法科大学院・法学部共通の臨時職員 5 名を状況に応じて効果的に活用することで支援にあたっている。

7-7 事務組織と教学組織との有機的な連携

主に法科大学院の管理運営を支援する法科大学院事務室の職員が、日常的に教員と連絡調整を行いながら業務を遂行することを基本に、教務、学生支援、研究支援など全学的に検討や調整が必要な教育研究活動については、全学部・大学院を担当する教務課、学生課、教育・研究支援事務室などの担当職員が、法科大学院に個別の事情と全学的な見地を踏まえて、担当教員と緊密に連絡調整を行うことで、これを実現している。（根拠・参照資料：「南山学園事務職務権限規程」、「南山大学事務分掌規程」）

7-8 事務組織の企画・立案機能

法科大学院を含む様々な利害関係者が抱える要望、関連法令の制約や文部行政の方向性、本学の規程・手続きや組織文化など、職員が保持する情報を基にして、法科大学院の様々な活動の初期段階から教員が協働することで実現されている。また、学生委員会、大学院教務委員会など、全学的な委員会には職員が必ず委員として加わり、企画・立案に止まらず、各委員会の意思決定に参画している。

7-9 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

新採用者に対して、本学園の基本的な心構えを身に付ける「ガイダンス研修」、文書・稟議制度や会計・経理を学ぶ「基礎実務研修」、情報倫理を含むメールの使い方や学園内情報システムの利用方法などについての「コンピュータ研修」、新採用者の研修の総まとめである「フォローアップ研修」を実施している。これらの研修後は、それぞれの職員が日常業務を通じて必要な知識と望ましい行動を獲得すること（OJT）が中心となる。OJTを補完するものとして、年に 1 回、事務職員等研修委員会が全職員を対象に企画する研修への参加が義務づけられており、2017 年度は、「南山学園の建学の理念」、「事例対応研修」、「学校法人の財務分析」の 3 つのテーマが設定され、対象者は全てのテーマの研修に参加している。また、文部科学省や日本私立大学連盟などが企画する各種の研修会に適切な職員を派遣している。職員個人の自発的な能力開発を支援する制度としては「南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金」が準備されており、申請に基づき一定の経費の補助を受けることができる。これらの研修にあたっては報告書の提出が求められており、毎年度研修報告書として刊行され、全職員に配付されている。これは、他の職員の成果を共有するとともに、自らの意識改革を促す役割を担っている。（根拠・参照資料：「南山学園事務職員等人事委員会規程」、「南山学園事務職員等研修委員会規程」、「南山学園事務職員等海外研修実施要項」、「南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金交付要

項)

[点検・評価（長所と問題点）]

7-6 事務組織の整備及び職員配置

必ずしも余裕のある人員配置ではないが、ほぼ適切と考えている。法科大学院事務室に配置されている専任嘱託職員は専任職員の枠組みに含まれ、職務上専任職員と同様の役割を担っているが、週4日勤務であり、専任職員（週5日勤務）に比べて勤務時間面で制約があるものの、法学部事務室担当者を含めた3名の緊密な連携により業務上の支障は起きていない。本学では教務、学生支援、研究支援などの業務は全学共通の事務課室が担当しているため、法科大学院支援の事務組織に専任嘱託職員や業務委託職員を適切に配置し、他の関連する事務課室と緊密に連携しつつ運営することは管理経費削減面への貢献からも、評価することができる。

7-7 事務組織と教学組織との有機的な連携

7-8 事務組織の企画・立案機能

本学の教職員間には旧態依然とした大学に存在するような主従関係は見られず、それぞれの役割を尊重した良好な双方向のコミュニケーションと信頼関係によって図られている。

7-9 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

年に1回の研修制度が準備されているものの、内容の選択は職員個人の興味、関心に委ねられており、OJTは当該部署で直接必要とされる業務の継承が主な目的となっているので、その成果は時々の職場環境に大きく依存しているという特徴がある。このように、課題設定力、戦略的思考力、財務分析力など本学職員に共通して必要な体系的な能力の獲得は、個人の努力に委ねられている点で、職員間での職業能力向上についての意識の差が大きくなることが問題となる。2006年度から開始された、目標管理制度および人事考課制度を活用し、本学職員に求められる具体的な能力を明確に定義した上で、その獲得を組織的・継続的に目指す制度として整備していく必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

7-6 事務組織の整備及び職員配置

法科大学院事務運用において問題が生じた場合には、適宜、対応することとしている。

7-7 事務組織と教学組織との有機的な連携

7-8 事務組織の企画・立案機能

現状においても教職員相互の信頼関係を基に一定程度機能しているが、本法科大学院の教育目標を達成し、その教育理念に基づく人材を継続して輩出するために、全ての職員が本法科大学院の理念や教育課程を深く理解した上で、目標を達成するために企画・立案時に教職員双方が安易な妥協に傾くことのない判断を恒常的に積み重ねていく必要

がある。

7-9 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

本学が持つ普遍的な価値観への理解を深めていくことに努めたい。

8 点検・評価、情報公開

[現状の説明]

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

全専任教員により構成される法務研究科委員会のもとに、入学試験管理委員会、学務委員会、自己点検・評価委員会およびFD委員会を設置し、各委員会は、それぞれの管掌する事項について具体的な事実とデータに基づいて恒常的に検証を行い、その検証結果は、毎年度末に「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」として作成され、同報告書は、法務研究科委員会に提案され、審議・決定されている。さらに、同報告書について、2014年度より、全学の自己点検・評価委員会とそのもとにあるピア・レビュー委員会が点検・評価を実施し、法務研究科に対し改善点等の指摘を行っている。

次に、専任教員の研究・活動等の自己点検・評価に関しては、「法務研究科『教員評価』に関する内規」第5条および第8条に基づき、3年に一度、研究・教育・大学運営・社会貢献の各分野の活動について評価を行っており、2013年度から2015年度における研究・教育等の活動については、『2015年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書』が公開された（2016年12月1日）。また、専任教員は、毎年度末、大学Webページの「南山大学研究業績閲覧システム」に1年間の研究・教育・社会活動等の記入が義務付けられ、各教員の種々の活動が広く公開されている。

他方、授業方法・内容等に関する自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会が「学生による授業評価」に係る業務を管掌し、春学期および秋学期の各学期末、学生に対し授業評価アンケートを実施し（2017年度より、授業評価アンケートはWeb上で行われている）、その結果を集計一覧表として作成している。なお、在学生の減少に伴うアンケート対象科目の減少に対応し、かつ学生の授業に対する意見表明の機会を与えるため、2017年度秋学期より、受講生4名以下の科目についても授業評価を実施し、アンケートの自由記述欄への記入を認め、その結果を授業担当教員に知らせることにした。

上記のアンケート結果と集計結果に基づき、各教員は、自己の授業に関する「自己点検・評価報告書」を作成し、同報告書は、集計結果一覧表とともに自己点検・評価委員会によって研究科委員会に報告され、全教員の閲覧に供されるほか、法科大学院図書室にも備え置かれて学生の閲覧にも供されている。なお、授業評価アンケートの原本は、法科大学院事務室に保管している。

さらに、自己点検・評価委員会は、毎年度末に「『大学院生による授業評価』実施結果報告書」を作成し、同報告書は、研究科委員会に提案・審議・決定されている。このほか、2017年度秋学期において、教員による授業参観を実施し（実施率80パーセント）、その参観記録が研究科委員会に報告された。

（根拠・参考資料：「法務研究科入試管理委員会規程」、「法務研究科学務委員会規程」、「法務研究科ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会規程」、「南山大学自己点検・評価規程」、「南山大学ピア・レビュー委員会規程」、「法務研究科自己点検・評価委員会規程」）

程」、「法務研究科『教員評価』に関する内規」、「2015年度南山大学法学部・法務研究科教員報告書」、「2013年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」、「2014年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」、「2015年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」、「2016年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」、「南山大学自己点検・評価委員会による『2014年度自己点検・評価報告書』点検・評価結果」、「南山大学自己点検・評価委員会による『2015年度自己点検・評価報告書』点検・評価結果」、「南山大学自己点検・評価委員会による『2016年度自己点検・評価報告書』点検・評価結果」、「2013年度『大学院生による授業評価』実施報告書」、「2014年度『大学院生による授業評価』実施報告書」、「2015年度『大学院生による授業評価』実施報告書」、「2016年度『大学院生による授業評価』実施報告書」、「南山大学研究業績閲覧システム（<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>）」、「2017年度授業参観記録」

8-2 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備

研究科委員会のもとにある上記の各委員会が、それぞれの管掌事項について恒常的に検証し、毎年度末にその検証結果を集約した「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」を作成し、同報告書が研究科委員会に提案・審議・決定されている。同報告書の決定を受け、関係する委員会により研究科委員会に対し改善策が提案・審議・決定され、決定事項が実施されている。「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」は、研究科委員会において決定された後、全学の自己点検・評価委員会に報告され、同委員会およびピア・レビュー委員会が、同報告書について点検・評価を実施し、法務研究科に対し改善すべき点等の指摘を行っている。その結果、法務研究科の自己点検・評価の結果は、全学的な検証を受けており、改善・向上に結び付ける仕組みが構築されている。

また、認証評価の結果は、研究科委員会に報告され、指摘事項については、研究科長、専攻主任および各委員会の幹事によって構成される「認証評価検討ワーキングチーム」によって検討され、改善策が研究科委員会に提案・審議・決定されており、迅速な対応措置を講じる体制が構築されている。

他方、専任教員の研究・教育・社会活動等の自己点検・評価については、大学のWeb上の「南山大学研究業績閲覧システム」に毎年度末に記入することや、3年に一度の教員評価による『教員評価報告書』が作成されていることにより、各教員の研究・教育・社会活動等が定期的に評価される自己点検・評価システムは、教員に対し恒常的な緊張感と刺激を与えている。さらに、「学生による授業評価」に関するアンケート結果の集計一覧表およびその集計結果に基づき各教員が「自己点検・評価報告書」を作成するシステムは、授業の独善化を防止し、継続的に改善する機会を与えている。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

研究科長、専攻主任および各委員会の幹事によって構成される「認証評価検討ワーキ

ングチーム」を結成し、指摘事項について検討している。同チームにおいて作成された改善案は、研究科委員会に提案・審議・決定され、その決定に基づいて改善策が迅速に講じられている。

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

本学および本法科大学院の運営に関する情報は、「南山学園職員憲章」にも謳われているように、正確かつ公正に扱うとともに、適切に開示するように努めている。具体的には、大学 Web および本法科大学院 Web の充実に努め、これらの媒体を通して、本点検・評価報告書において言及されている情報のほとんどが公開されている。

「人間の尊厳のために」を教育モットーとする本学は、特に個人情報を重視し、「南山大学個人情報保護に関する規程」に基づいて厳格に管理している。Web ページを活用した情報公開についても、適正な個人情報管理体制に配慮しつつ、積極的に行っている。

大学全体の組織運営と諸活動の状況に関する情報については、「南山大学情報公開規程」に基づいて、大学広報誌や大学の Web 等で積極的に公開している。

また、本法科大学院の情報については、「法務研究科情報公開内規」に基づき、Web において①基本情報、②教育の特徴、③教員・スタッフ、④施設、⑤入試、⑥学費・奨学金等について公開しているほか、南山大学法科大学院パンフレットにおいても同様の情報を公開している。

さらに、各専任教員の研究・教育・社会活動に関する情報は、毎年度更新された情報が、大学の Web において公開されている。

(根拠・参考資料：「南山学園職員憲章」、「南山大学個人情報保護に関する規程」、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」、「南山大学情報公開規程」、「法務研究科情報公開内規」「南山大学 Web (<https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/index.html>)」、「南山大学法科大学院 Web (<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>)」、「南山大学法科大学院パンフレット」、「2018年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」)

8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

大学および本法科大学院の情報に関し、「南山大学情報公開規程」および「法務研究科情報公開内規」が制定されている。

また、個人情報の開示請求に対しては、「南山大学個人情報保護に関する内規」および「南山大学個人情報に関するガイドライン」に基づいて全学的に対応している。組織体制としては、南山大学個人情報保護委員会を設置しており、不服申立てや苦情申立て等の問題発生時には、南山大学個人情報苦情処理委員会が対応・協議している。

(根拠・参考資料：「南山大学情報公開規程」、「法務研究科情報公開内規」、「南山大学個人情報保護に関する規程」、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」、「南山大学個人情報保護委員会規程」、「南山大学個人情報苦情処理委員会規程」)

8-6 自己点検・評価の結果の公表

毎年度末に作成される「法務研究科(法科大学院)自己点検・評価報告書」は、大学

Web の「教育・研究支援事務室」の「自己点検・評価」のページで公開され、常時、学内外から閲覧することができる。

(根拠・参考資料:「大学 Web (<http://office.nanzan-u.ac.jp/kyoken/jiko/daigaku.html>)」、「2014 年度法務研究科 (法科大学院) 自己点検・評価報告書」「2015 年度法務研究科 (法科大学院) 自己点検・評価報告書」「2016 年度法務研究科 (法科大学院) 自己点検・評価報告書」)

8-7 認証評価結果の公表

認証評価結果は、大学 Web の「総合案内」のページにて公表されている。

(根拠・参考資料:「大学 Web (<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/annai.html>)」)

[点検・評価 (長所と問題点)]

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

入学試験管理委員会、学務委員会、自己点検・評価委員会および FD 委員会の各委員会、それぞれの管掌事項である①入学試験関係、②学務関係、③FD 関係、④自己点検・評価関係の各項目について恒常的に検証し、随時、研究科委員会に対し問題点の指摘を行うとともに、改善策が提案され、審議・決定されている。そして、毎年度末には、研究科長および各委員会幹事の協議によって「法務研究科 (法科大学院) 自己点検・評価報告書」が作成され、同報告書は、研究科委員会に提案・審議・決定され、同報告書には、①理念・目的、②教員・教員組織、③教育内容・方法・成果、④学生の受け入れの各項目について、「1. 現状の説明」、「2. 効果が上がっている事項」および「3. 改善すべき事項」が記述されている。以上の自己点検・評価活動によって、対処すべき問題について研究科委員会が組織的・継続的に把握できる体制が構築されている。さらに、上記の報告書は、全学の自己点検・評価委員会とそのもとにあるピア・レビュー委員会によって点検・評価されているので、全学的な自己点検・評価の体制が整備されていると評価することができる。

次に、Web 上の「南山大学研究業績閲覧システム」および3年に一度の『教員評価報告書』の作成は、法務研究科が、教員の研究・教育・社会活動等について組織的に自己点検・評価する機会として機能していると評価することができる。

他方、年2回実施されている「学生による授業評価」のアンケート回収率はほぼ100パーセントであり、その集計結果一覧表および各教員が作成した「自己点検・評価報告書」が研究科委員会に報告されるほか、法科大学院図書室に備え置かれることによって、授業についての教員各自の自己点検・評価状況が組織的に把握され、公開されている。また、アンケート原本は、法科大学院事務室に保管され、研究科長、専攻主任および自己点検・評価委員会幹事が閲覧し、学生の意見・要望の把握に努めている。以上のように、授業の自己点検・評価について恒常的かつ組織的な自己点検・評価の体制が構築されているため、教員は、不断に授業の改善に努めており、学生からも全般的に高い評価

が与えられている。

8-2 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備

「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」の定期的作成と同報告書の研究科委員会における審議・決定により、研究科委員会の全構成員が、自己点検・評価の結果を共有しているため、次年度に向けた改善策の検討と迅速な実施に繋がっていると評価することができる。

認証評価の結果における指摘事項に対し、研究科長、専攻主任および各委員会の幹事によって構成される「認証評価検討ワーキングチーム」が結成され、同チームにおいて立案された改善策が研究科委員会に提案・審議・決定されるという仕組みは、迅速な対応措置を講じることを可能にしていると評価することができる。

大学の Web における専任教員の研究・教育・社会活動等についての公表や『法学部・法務研究科教員評価報告書』の作成は、教員に対し、各自の研究・教育等の活動の点検・評価の機会を与える一方、法務研究科による教員の研究・教育活動等の状況把握と評価の機会となっており、これらは教員の諸活動の活性化に繋がっていると評価することができる。

他方、「学生による授業評価」の継続的な実施とその結果に基づく教員各自「自己点検・評価報告書」の作成と公表は、授業の独善化を防止し、授業改善に繋がっていると評価することができる。

以上のように、自己点検・評価や認証結果を改善・向上に結び付けるためのシステムは整備されていると評価することができる。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

研究科長、専攻主任および各委員会の幹事によって構成される「認証評価検討ワーキングチーム」が結成され、同チームにおいて立案された改善策が研究科委員会に提案・審議・決定されている。この仕組みは、迅速な対応措置を講じることを可能にしている。

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

大学および本法科大学院の組織運営と諸活動の状況に関する情報は、Web や紙媒体等を通して学内外に広く、かつ積極的に公開されている。

8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

適切に整備し、対応していると評価することができる。

8-6 自己点検・評価の結果の公表

大学の Web 上で公開されているため、学内だけでなく、広く社会一般に公開されていると評価することができる。

8-7 認証評価結果の公表

大学 Web 上で公開されており、広く学内外に公開されていると評価することができる。

[将来への取組み・まとめ]

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

自己点検・評価の質を確保するため、現行の仕組みの形骸化を防止し、不断に問題点の検証に努める必要である。

8-2 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備

法務研究科の組織としての自己点検・評価活動、教員各自の研究・教育活動等の定期的な公表および授業評価に係る自己点検・評価活動という現行の仕組みについて不断の検証に努める必要がある。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

研究科長、専攻主任（入試管理委員会幹事・学務委員会幹事）および各委員会の幹事によって構成される「認証評価検討ワーキングチーム」を結成し、指摘事項について検討している。同チームにおいて作成された改善案は、研究科委員会に提案され、審議・決定され、その決定に基づいて改善策が迅速に講じられている。

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

今後とも、社会や受験生、学生のニーズを把握して、本学および本法科大学院の情報を積極的かつ適正に公開することに努める必要がある。

8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

今後とも、学内外のニーズに合わせて適切に対応し整備するように努める必要がある。

8-6 自己点検・評価の結果の公表

今後とも、学内外のニーズに合わせて適切に対応するように努める。

8-7 認証評価結果の公表

今後とも、学内外のニーズに対応して広く公開するように努める。

9 特色ある取り組み

[現状の説明]

9-1 特色ある教育研究活動の実施

本学は、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」という建学の理念のもと、「人間の尊厳のために」を教育モットーに掲げている。この教育モットーを具体化し、理解を深めるために、本法科大学院開設以来、「人間の尊厳科目」の科目群を設けている。すなわち、『法と人間の尊厳（生命と法）』、『法と人間の尊厳（企業倫理と法）』、『法と人間の尊厳（歴史の視点）』、『法と人間の尊厳（哲学の視点）』および『法と人間の尊厳（犯罪被害者と法）』である。また、教育効果の内実化を図るため、従来から、①少人数教育による授業、②ITの利活用による自主的な学習支援の制度[Self-LearningSystem]の導入、③指導教員制による学生とのコミュニケーションの強化を図っている。さらに、④入学予定者を対象として、「入学者対象導入教育」や「学習ガイダンス」を実施している。

他方、近時の新たな取り組みとして、2016年度から、法学未修者を対象とした選択必修科目（法律基本科目群）として、「憲法基礎研究」、「民法基礎研究」および「刑法基礎研究」（各科目2単位）を設けるとともに、Web上の自学自習システム「TKCの法科大学院教育研究支援システム」と法律基本科目の連動による学生の自主的学習の支援を行っている。また、近時の学生の基礎学力不足に対応するため、主として法学未修者を対象に、「法情報調査（1単位）」と「リーガルライティング（1単位）」を新設した。前者は、実務家教員を含む8名の教員が各自の専門とする法分野の判例・文献の収集方法や読み方等について説明し、後者は、法学未修者の多くが不得意とする民法の財産法分野について法律文章の書き方や答案作成方法について解説するものである。

また、南山大学法曹実務教育研究センターは、模擬医師尋問、少年問題・医療過誤問題に関する講演会やセミナー等の活動を行っており、これらの活動に本法科大学院を修了した法曹が参加することが、法科大学院修了後の継続教育の場となっている。

（根拠・参考資料：「南山大学法科大学院パンフレット 2017年度版」、「南山大学法科大学院Web（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/joho/index.html>）」、「2017年度LS企画・広報プログラム」、「南山大学法曹実務教育研究センター講演録 第8号」（2017年9月）

[点検・評価(長所と問題点)]

上記の特色ある教育研究活動は、本法科大学院の存立基盤であり、受験生、学生からも高く評価されている。

[将来への取り組み・まとめ]

受験生や学生のニーズを把握し、本法科大学院に求められる教育研究活動について不断に探究していく必要がある。また、南山大学法曹実務教育研究センターの活動に、法科大学院学生も積極的に参加させることは、法曹を目指すモチベーションの強化、臨床的事例

に関する問題発見・解決能力の養成に繋がるものと思われる。

<終章>

今回の点検・評価を通じて、各項目のうち、レベルⅠの法令遵守に関する事項については、本法科大学院が完全に基準を遵守していることを確認することができた。また、レベルⅠの大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項についても、基準に沿った体制を整備し、概ね、適切な運営を行っていることが明らかとなった。これは、本法科大学院の開学以来、小規模校であり、したがって教職員が限られているにもかかわらず、高度専門職教育のあり方について不断に自己点検・評価作業を重ねてきた結果である。この結果は、法科大学院専任教員および法科大学院事務職員の努力だけでなく、法科大学院教育の質的充実に尽力してきた本学法学部教員および法学部事務職員の協力なしにはありえなかった。

しかし、各項目のうち、レベルⅡの法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項については、今後とも、改善の余地、努力の必要があるものが多いことも否定できない。

また、前回の認証評価以降、本法科大学院の置かれた状況も大きく変化してきた。第一に、本法科大学院修了生の司法試験合格者数の減少や合格率の低下が顕著になってきている。高度の職業的専門的能力と人権感覚に富んだ法曹養成という観点からすれば、司法試験の合格者数の確保、高い合格率は、本法科大学院の第一次的な教育目標ではありえず、21世紀の社会においてその社会的使命を十分に果すことができる質の高い法曹養成という社会的役割を果していかなければならない。しかし、司法試験合格者数や合格率が教育目標を達成するための評価の視点として意味を持つことは否定できず、「第2章 教育内容・方法・成果」において説明したように、これまで標準修業コース1年生用に、憲法・民法・刑法に基礎研究科目を配置するなどの改革を行ってきたが、今後もより一層の教育上の工夫をし、司法試験合格者数や合格率の改善に結びつける必要があると認識している。

第二に、本法科大学院に限ったことではないが、本法科大学院への入学者が減少していることも無視できない。教育の効果をあげるためにも本法科大学院に一定数の入学者を確保することが必要であり、「第4章 学生の受け入れ」において説明してきたように、これまでも既修者コースの受験科目を限定するなどより多くの者が受験しやすいように、制度を改革してきた。また、「第7章 管理運営」において説明してきたように、南山大学の法学部からより多くの入学者を迎えることができるように、本学法学部と連携して、法学部学生に法曹に関心をもってもらえるような科目を配置するよう協力を得てきた。しかし、適性試験の受験が任意化されるなどの変化もあり、本学法学部との連携もより強化し、さらに多くの学生に受験し、入学してもらえるようにしていきたい。

第三に、「第2章 教育内容・方法・成果」や「第5章 学生支援」において説明してきたように、これまで、名古屋大学法科大学院や名城大学法科大学院と教育や就職支援に関して連携して活動をしてきている。しかしながら、名城大学法科大学院は既に募集停止となり、名古屋大学法科大学院でも入学者が減少するなどいままでとは法科大学院が置かれ

ている状況が大きく変化してきており、今後の連携のあり方を検討していかなければならなくなっている。

以上のように、従来から、様々な改善に取り組み、一定の成果も出ているが、なおも多くの課題をかかえている。本法科大学院は、毎年、必要に応じた柔軟な対応のもとで改善を加え、制度の改正、新たな制度づくり、運用の見直し等を積極的に行ってきたが、今回の点検・評価は、本法科大学院の開学以来のこれまでの歩みを振り返るとともに、その試行錯誤の過程を検証し、厳しい環境の下で、様々な問題を再検討する機会となった。法学部のスタッフの支援を受けながら、本法科大学院の理念・目的および教育目標の実現に向けて、今後も努力を重ねていく所存である。

以上

2018年3月

法務研究科長
榊原 秀訓

法科大学院点検・評価報告書

南山大学大学院法務研究科

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町 18

Phone 052-832-3686

Fax 052-831-2741

URL <http://www.nanzan-u.ac.jp>